

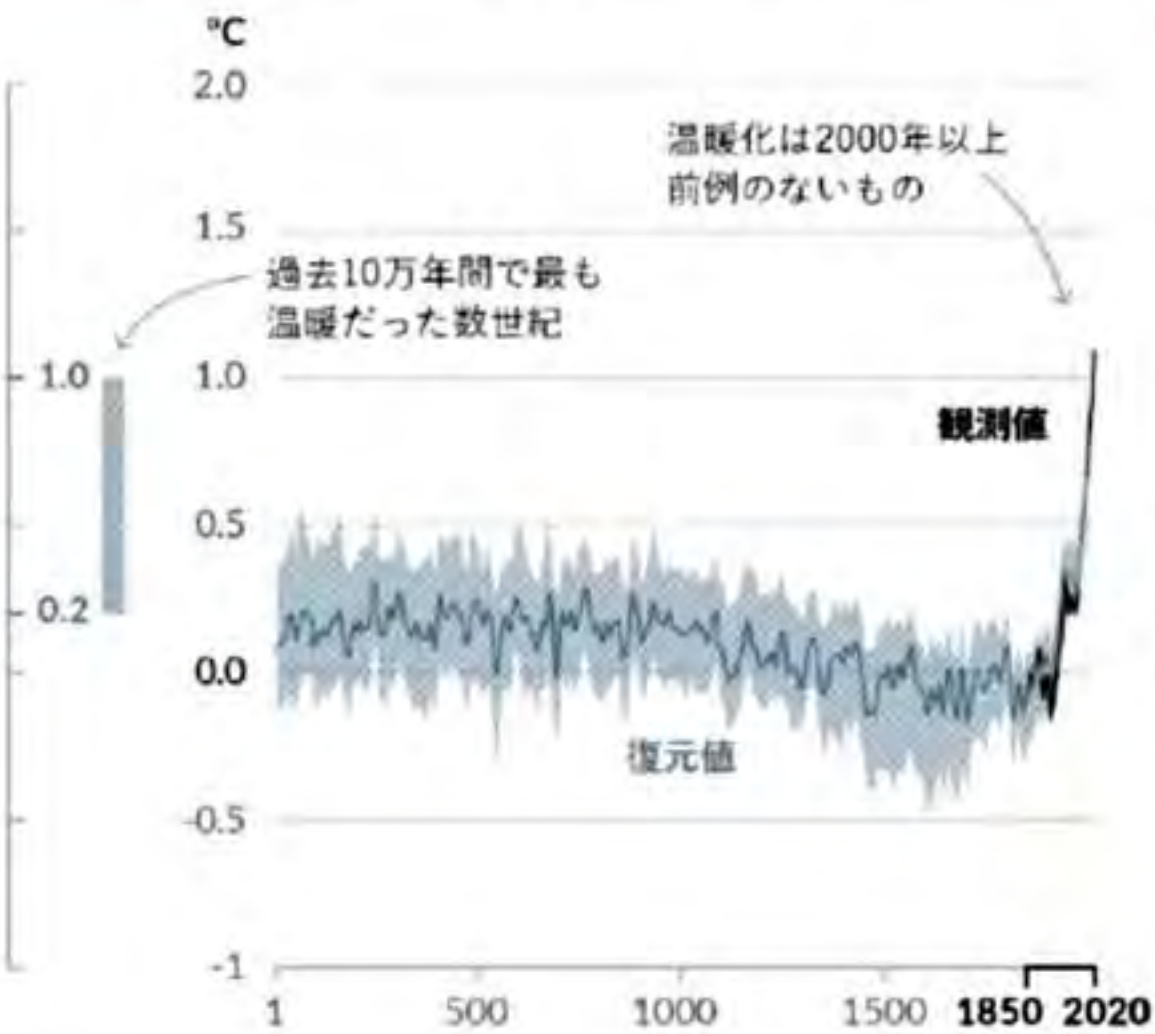
脱炭素社会に向けた 地方公共団体の役割と課題

東京都立大学・都市環境学部・都市政策科学科

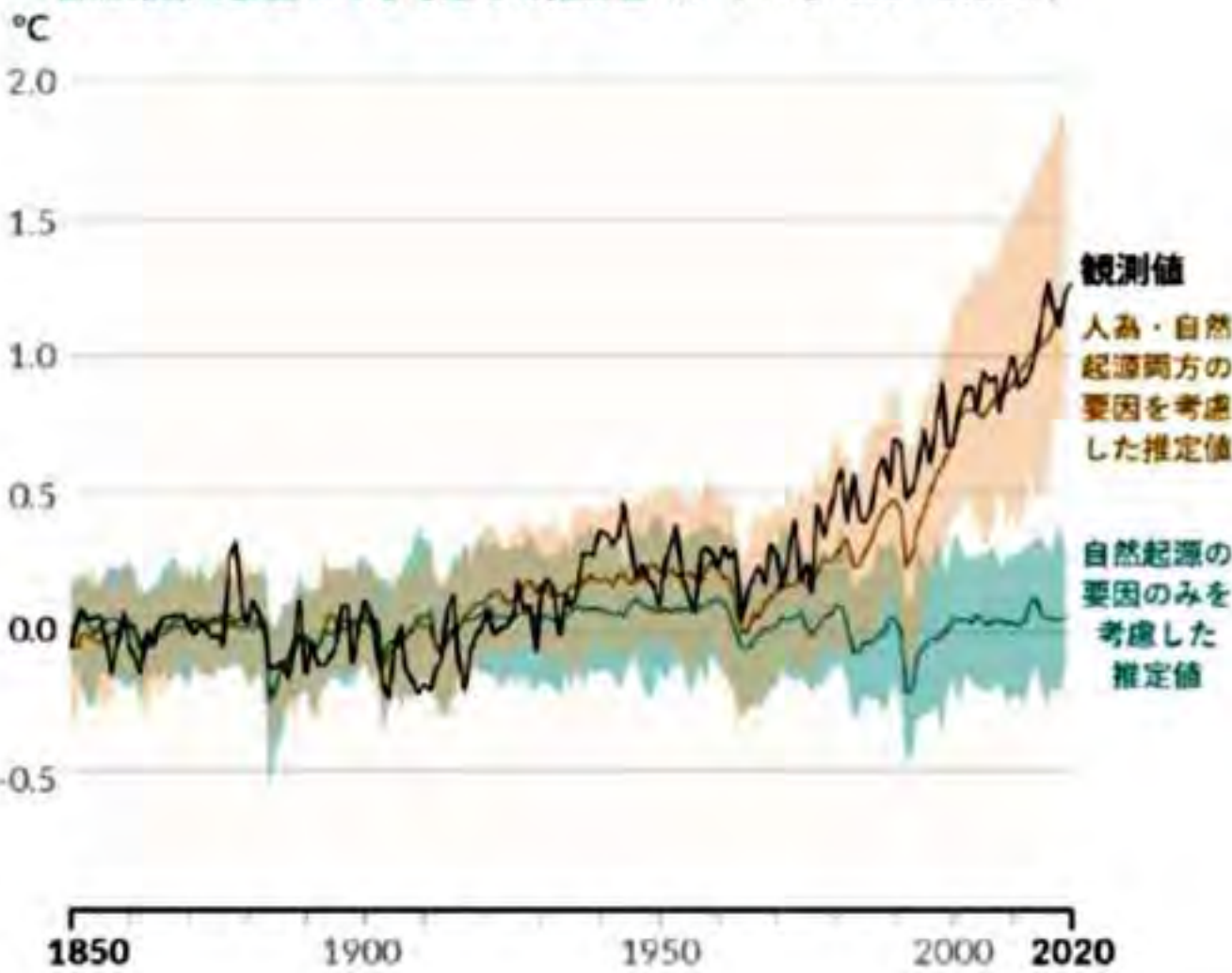
教授 奥 真美

1850～1900年に対する世界平均気温の変化

a) 世界平均気温（10年平均）の変化
復元値（1～2000年） 及び 観測値（1850～2020年）



b) 世界平均気温（年平均）の変化
観測値並びに人為・自然起源両方の要因を考慮した推定値及び
自然起源の要因のみを考慮した推定値（いずれも1850～2020年）



出典：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書 第1作業部会報告書（自然科学的根拠） 政策決定者向け要約（SPM）（2021年7月公表）の概要

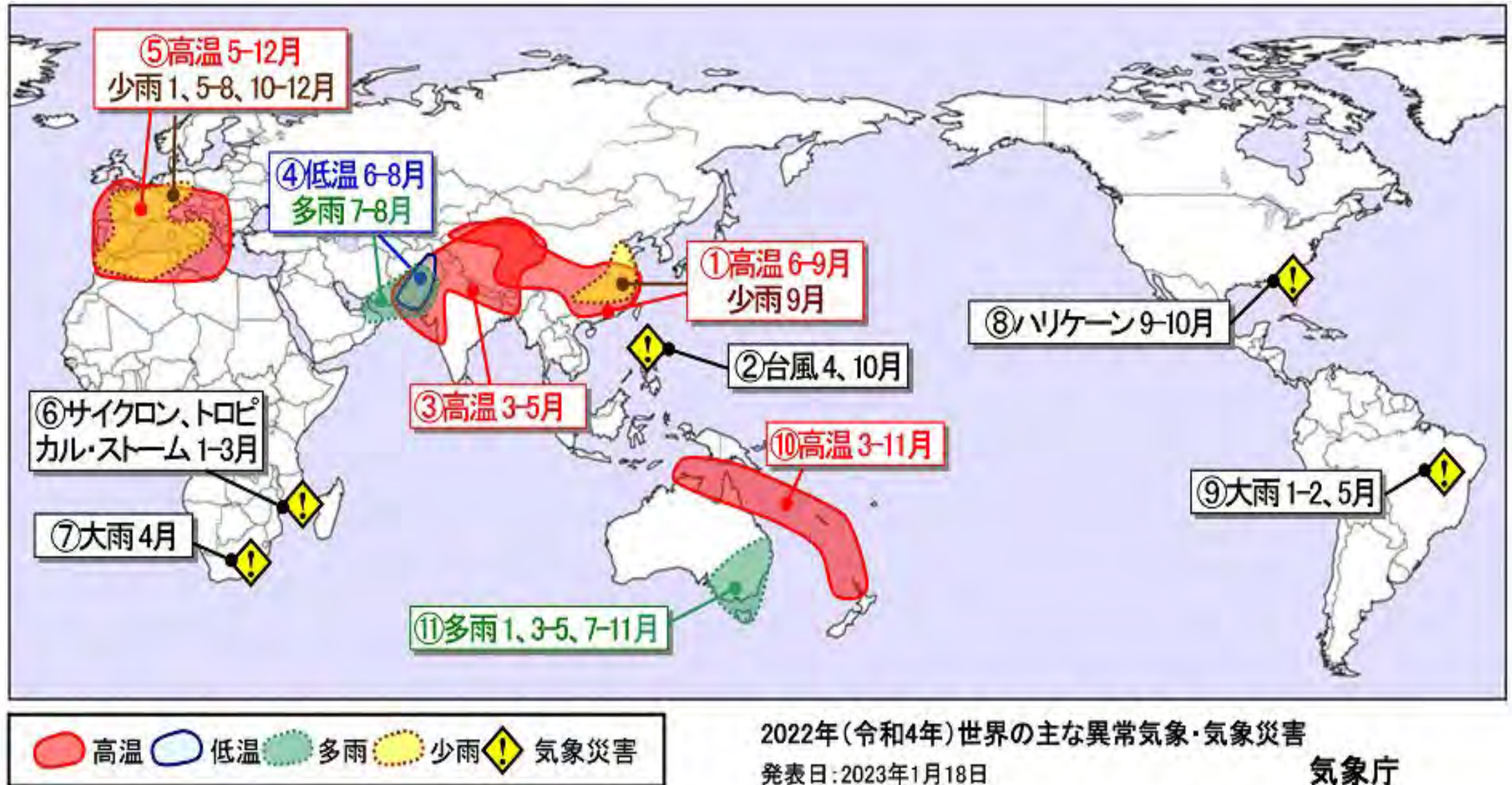


「気候変動による影響の連鎖の可視化に役立つ」国立研究開発法人国立環境研究所等を参考に作成

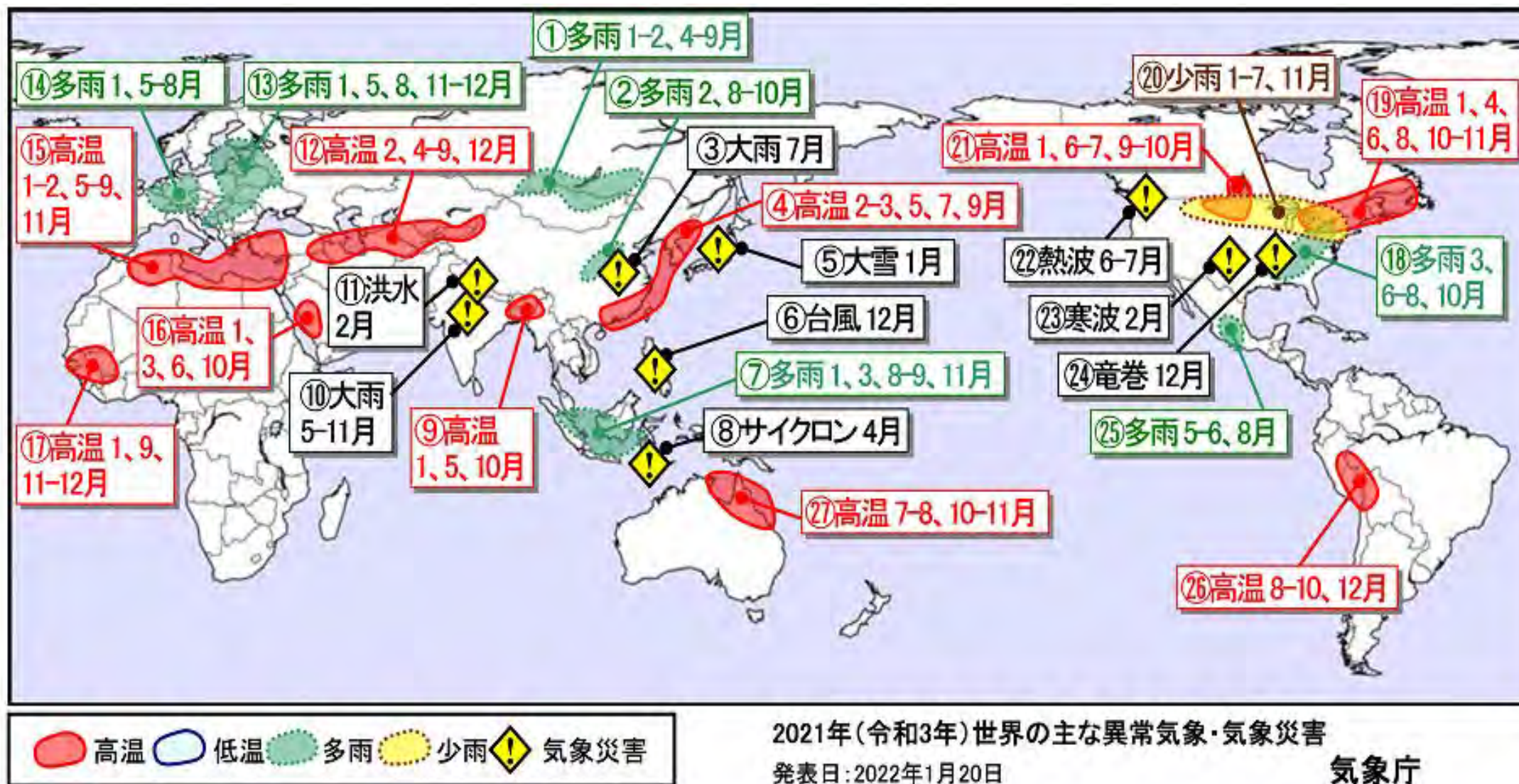
※1 出典：IPCC「土地・利用・都市化報告書」/ ※2 出典：米国エネルギー情報局(EIA) International Energy Outlook 2019 / ※3 出典：IPCC「1.5℃特別報告書」/ ※4 出典：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)「IPBES Global Assessment Report on Biodiversity and Ecosystem Services」/ ※5 出典：世界銀行「Groundswell: Preparation for the Internal Climate Migration」/ ※6 出典：WHO(世界保健機関)「Climate change and health」

- 地球温暖化が現在の速度で進行すると、2030～2052年の間に気温が1.5℃上昇
- とりわけ農業や漁業など天候や自然に頼った生活を営む途上国の貧困層へ深刻な影響
- 不可逆的な世界規模の影響に至るリスクが高く、その影響は未来の世代に
- 気候変動と持続可能な開発目標(SDGs)は密接につながっており、気候変動への対策は、SDGs達成のための重要な要素

2022年に世界各地で起きた異常気象



2021年に世界各地で起きた異常気象



出典: 気象庁ホームページ https://www.data.jma.go.jp/cpd/monitor/annual/annual_2021.html

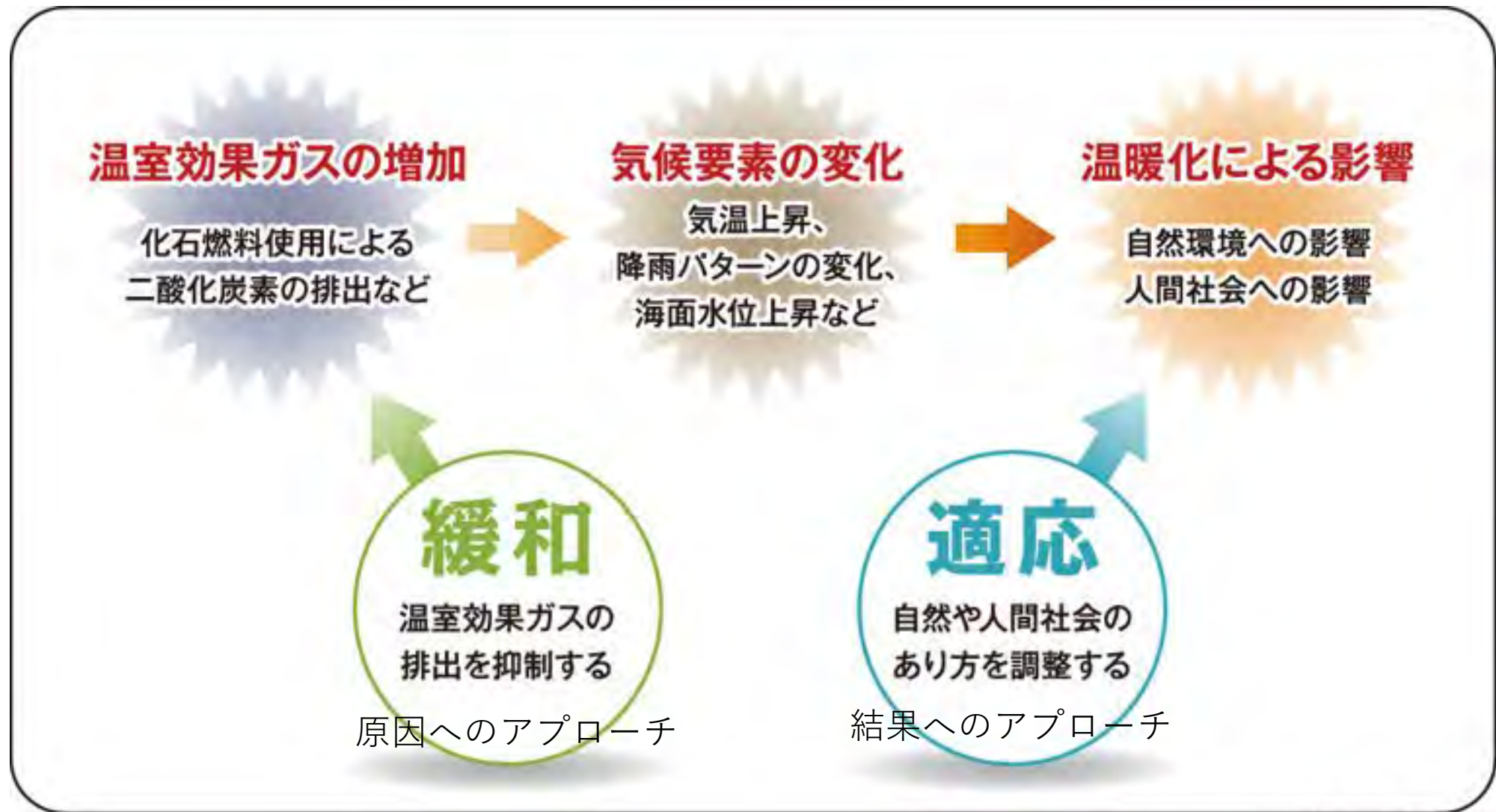
気候変動問題の特質

- 予測される影響の深刻さ、甚大さ、不可逆性
- 科学的な予測にともなう不確実性
- ストック型環境問題であるがゆえの難しさ
 - ・ 原因行為とそれによる影響の因果関係の証明が困難
 - ・ 影響が現れるまでの時間の長さ
 - 世代間の利害が対立
 - 対策費用配分をめぐる合意が困難
- 排出と影響の不均衡
- あらゆる人為的活動に起因
 - 社会経済構造そのものの変革の必要性

気候変動をめぐる国際交渉等の経緯

- 1988年 IPCC（気候変動に係る政府間パネル）の設置
- 1992年 国連気候変動枠組条約採択（1994年発効）
- 1995年 第一回締約国会議(COP1)：ベルリンマンデート採択
- 1997年 COP3（京都会議）：京都議定書採択
- 2000年 COP6：京都議定書実施規則案の合意に至らず
- 2001年3月 京都議定書からアメリカが離脱宣言
- 2001年7月 COP6再開会合：ボン合意採択
- 2001年10～11月 COP7：マラケシュ合意採択
- 2005年2月 京都議定書発効
- 2005年11～12月 COP11・COP/MOP1（モントリオール会合）
- 2006年11月 COP12・COP/MOP2（ナイロビ会合）
- 2007年11月 COP13・COP/MOP3（インドネシア・バリ会合）
- 2008年12月 COP14・COP/MOP4（ポーランド・ポズナニ会合） IPCC第4次評価報告書公表
- 2009年12月 COP15・COP/MOP5（デンマーク・コペンハーゲン会合）
- 2010年12月 COP16・COP/MOP6（メキシコ・カンクン会合）
- 2011年12月 COP17・COP/MOP7（ダーバン）
- 2012年11月 COP18・COP/MOP8（カタール・ドーハ）
- 2013年11月 COP19・COP/MOP9（ワルシャワ）：京都議定書第二約束期間を採択
- 2014年12月 COP20・COP/MOP10（ペルー・リマ） IPCC第5次評価報告書公表
- 2015年11～12月 COP21・COP/MOP11：パリ協定の採択→2016年11月4日発効
- 2018年 IPCC 1.5°C特別報告書公表
- 2021年11月 COP26（イギリス・グラスゴー）：グラスゴー気候合意を採択
- 2021年7月～22年4月 IPCC第6次評価報告書第1～第3作業部会報告書を順次公表⇒2023年3月20日 統合報告書の公表

気候変動対策＝緩和策＋適応策



出典：環境省

パリ協定の概要：目的、目標(2条等)

パリ協定の目的(第2条)

以下により気候変動の脅威への世界の対応を強化することを目的とする。

- a. 世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球平均気温上昇を**2℃より十分下方に保持。また、1.5℃に抑える努力を追及。**
- b. 気候変動に関する適応能力の拡充、強靱性及び低排出開発を促進。
- c. 低排出及び強靱な開発に向けた経路に整合する資金フローを構築。



緩和の目標(第4条1項)

- 2条の目的を達するため、**今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成**するよう、**世界の排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減**する。

適応の目標(第7条1項)

- 適応能力を拡充し、強靱性を強化し、脆弱性を低減させる**世界全体の目標(global goal on adaptation)**を設定。

IPCC 1.5℃特別報告書の概要

「1.5℃特別報告書」で示されたもの

- 世界の平均気温は、産業革命前と比べ既に約1℃上昇、現在のペースで温室効果ガスを排出すると早ければ2030年頃に1.5℃上昇
- 気候変動のリスクは、2℃上昇に比べ、1.5℃上昇の方がより低い
- 1.5℃に抑えるためには、2050年頃にCO₂排出を実質ゼロにする必要がある
- CO₂排出実質ゼロに向けては、エネルギー、産業、都市インフラ、土地利用で前例のない急速なシステム変化が必要（各国のパリ協定に基づく現在の目標では、1.5℃に抑制できない）
- 1.5℃に抑えることは、貧困撲滅や人や国の不平等をなくすなど「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に相乗効果がある

■1.5℃と2℃のインパクトの違い

1.5℃上昇の場合		2℃上昇の場合
14%	少なくとも5年に1回深刻な熱波を被る世界人口	37%
100年に一度	北極に海氷のない夏	10年に一度
26~77cm	2100年までの海面上昇	1.5℃に比べさらに10cm高い
150万t	漁獲量の損失	300万t
70~90%	サンゴ礁の消失	99%以上

COP26の成果と課題

「グラスゴー気候合意（Glasgow Climate Pact）」

(1)1.5°C目標の公式文書への明記

世界全体で1.5°C目標を目指すことに合意。

(2)気候資金に関する議論

2025年以降の新たな途上国支援の数値目標の議論を開始。新たな協議体を立ち上げ、2024年まで議論をする。

(3)パリ協定6条のルール整備⇒パリルールブックの完成

6条は、先進国から途上国への技術移転等の方法により、複数の国が協力して排出削減する制度（市場メカニズム）を定めている。6条を実施に移すための詳細ルールについて合意。

(4)透明性枠組み

各国の温室効果ガス排出量の報告およびNDC（国が決定する貢献）達成に向けた取組の報告様式を全締約国共通の様式とすることで合意。

(5)共通の時間枠

温室効果ガス削減目標について、2025年には2035年目標を、2030年には2040年目標を通報すること（以降、5年ごとに同様に）を奨励。

IPCC第6次統合報告書によると…

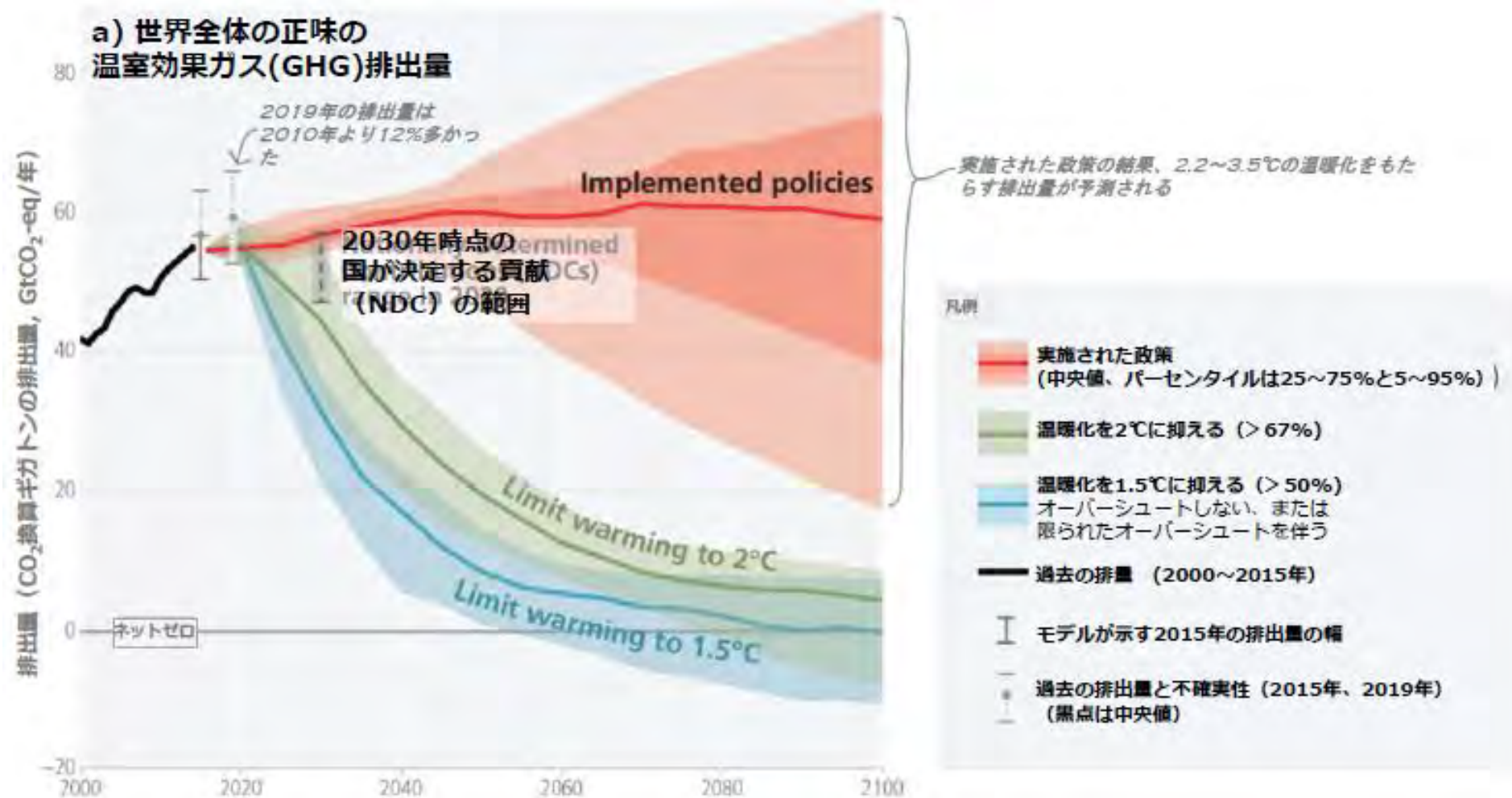
人為的な地球温暖化を抑制するには、正味ゼロのCO₂排出量が必要である。
温暖化を1.5°C又は2°Cに抑制しうるかは、主に正味ゼロのCO₂排出を達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる(確信度が高い)。追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来するCO₂排出量は、1.5°C(50%)の残余カーボンバジェットを超えると予測される(確信度が高い)。

オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える全てのモデル化された世界全体の経路、そして温暖化を2°C(>67%)に抑える全てのモデル化された世界全体の経路は、この10年の間に全ての部門において急速かつ大幅な、そしてほとんどの場合即時のGHG排出量の削減を伴っている。世界全体でのCO₂排出量正味ゼロは、これらのカテゴリーの経路においてそれぞれ2050年代初頭及び2070年代初頭に達成される。(確信度が高い)

IPCC第6次統合報告書（つづき）

温暖化を1.5℃と2℃に抑えるには、急速かつ大幅で、ほとんどの場合、緊急に温室効果ガスの排出削減が必要である。

CO₂正味ゼロ及びGHG正味ゼロの排出量は全ての部門における大幅な削減によって実現し得る。



2050年脱炭素へのコミットメントは世界的潮流

国	194
地域	282
都市	11,354
組織	3,443
企業	15,590
投資家	1,654
合計	32,517

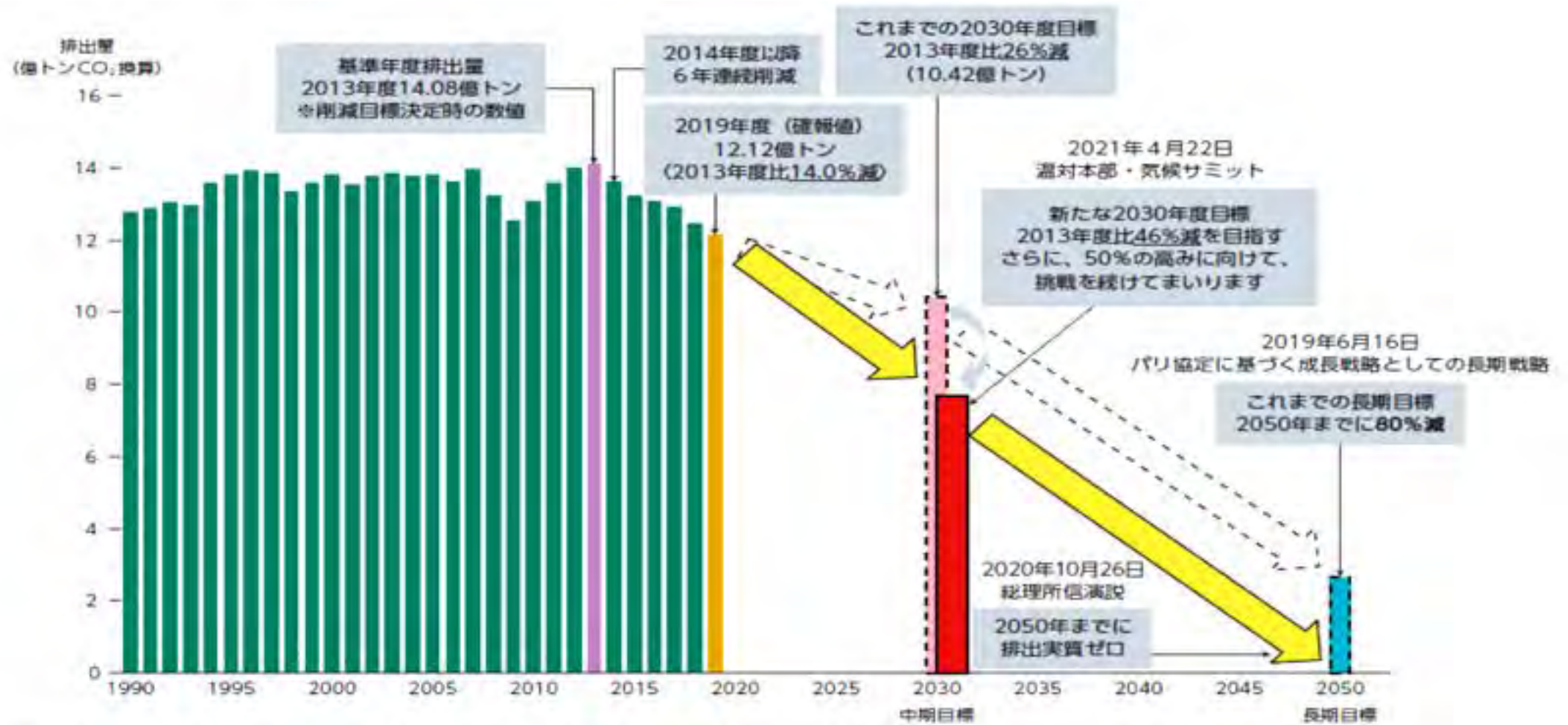


出典：国連気候変動枠組み条約事務局ホームページ (<https://climateaction.unfccc.int/>) 2023年8月27日確認。

日本における近年の動向

2016年5月	地球温暖化対策計画 閣議決定 ○中期目標：2030年度に2013年度比26%削減 ○長期的目標：80%削減
2020年3月	NDC（国が決定する貢献）を国連に提出 ○2030年度26%削減目標を確実に達成することを目指して更なる努力追求 ○「地球温暖化対策計画」の見直し着手
2020年10月	当時の 内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言
2021年4月	2030年温室効果ガス排出量の 削減目標を新たに設定 ○2030年度46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦
2021年5月	地球温暖化対策推進法の改正
2021年6月	地域脱炭素ロードマップの決定
2021年10月	地球温暖化対策計画 閣議決定 第6次エネルギー基本計画 閣議決定
2022年5月	地球温暖化対策推進法の改正
2022年6月	建築物省エネ法の改正
2023年4月	気候変動適応法の改正

日本の温室効果ガス削減の中長期目標



資料：「2019年度の温室効果ガス排出量 (確報値)」及び「地球温暖化対策計画」より環境省作成

2021年改正温対法の概要（6本の柱）

1. パリ協定を踏まえた基本理念の新設と2050年カーボンニュートラル実現の法定化

⇒あらゆる主体に対して予見可能性を付与し、取組みやイノベーションを推進。

2. 地方公共団体実行計画制度の充実・強化

①区域施策編の策定義務のある**都道府県、政令市、中核市、施行時特例市**には、再エネ導入をはじめとするGHG削減等施策に係る「**施策の実施に関する目標**」を義務的記載事項として追加

（第21条第3項第5号）。

②**それ以外の市区町村**については、**区域施策編の策定、および、策定にあたっての「施策の実施に関する目標」の設定を努力義務として規定**（第21条第4項）。

改正温対法の概要（つづき）

③**区域施策編を策定するすべての市区町村**について、実行計画の中に以下の事項を定めることを**努力義務**として規定（第21条第5項）。

- ・再エネ利用による施設整備と地域の脱炭素化の取組みを一体的に行う事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る目標
- ・同事業の**促進区域**
- ・促進区域で整備する地域脱炭素化促進施設の種類・規模
- ・地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化の取組みに関する事項
- ・地域の環境保全のための取組み
- ・経済・社会の持続的発展に資する取組み

改正温対法の概要（つづき）

- ④**促進区域**は以下の基準に基づき設定（第21条第6項～第7項）。
- ・環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして**環境省令**で定める基準
 - ・地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県が定めた基準（**都道府県による環境配慮基準**） ◀個別事業計画の上位段階にある都道府県における再エネ導入の政策方針を明確にするもの（SEAの一種）とされる。ただし、環境配慮基準の設定が都道府県に義務付けられているわけではない。
- ⑤国・都道府県による市区町村への実行計画の策定・実施に関し必要な情報提供、助言その他援助について努力義務として規定（第22条の12）。

3. 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度等の創設

①実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた市区町村（**計画策定市区町村**）に、**地域脱炭素化促進事業計画の認定権限を付与**（第22条の2第1項）。

・**地域脱炭素化促進事業者**は、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときには**同協議会における協議をあらかじめ経て**、策定した**事業計画の認定申請を市区町村に対して行う**ことができる。

・市区町村は当該事業計画の認定要件該当性を審査し、該当するものであると認めるときは認定する（第22条の2第3項）。

②当該事業計画に含まれる**施設が各種個別法に基づく許認可等を要するものである場合**、市区町村が当該事業計画を認定しようとするのであれば、**市区町村が事前に許認可等権者と協議し、同意を得ておく必要**がある（第22条の2第4項～第9項）⇒認定された事業計画に含まれる施設整備の際、既に必要な許認可等を得ているものとみなされる（**許認可等手続きのワンストップ化の導入**）（第22条の5～第22条の10）。

改正温対法の概要（つづき）

③当該**施設がアセス法対象事業の場合**であっても、市区町村が都道府県の環境配慮基準に基づき促進区域を設定し、かつ、市区町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定していれば、**アセス法上の配慮書手続きを省略**できる（第22条の11）。

④その他の特例

- ・**地方公共団体が事業主体**として地域脱炭素化促進事業計画を策定する場合⇒計画策定市区町村長との協議成立をもって、認定がなされたものとみなす（第22条の4）。

- ・市区町村が実行計画に**農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項を定めた場合**⇒農林漁業再エネ法に基づく計画を策定したものとみなす（第21条の2）。

⑤地域脱炭素化促進事業計画の認定後

- ・計画策定市区町村による事業者への的確な事業実施に必要な指導・助言（第22条の13）

- ・当該市区町村長による事業者への事業実施状況に関する報告要求（第22条の14）

4. 地方公共団体実行計画協議会の一層の活用

①協議会が設置されているときは、以下の場合について、協議会における協議を経ることを義務化（第21条第12項）。

- ・地方公共団体が実行計画区域施策編を策定する場合
- ・市町村が地域脱炭素化促進事業に関する事業を実行計画に定める場合
- ・地域脱炭素化促進事業者が事業計画を策定する場合
- ・事業計画の認定後に変更を行う場合

②協議会の役割について、「実行計画策定に関する協議と実施に係る連絡調整」から、「実行計画の策定および実施に必要な協議」に見直し（第22条）。

5. 温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し

①電子システムによる報告を原則化＜デジタル化＞

②事業所等の情報について、開示請求手続きを経ず、
公表＜オープンデータ化＞

⇒公表までの期間短縮、ステークホルダーによる情報の活用可能性の向上、報告者の利便性向上・負担軽減に資する。

6. 地球温暖化防止活動推進センターの事業の明確化

①地域センターの事業として、事業者および住民に対する普及啓発活動等を明記（第38条第2項）。

②全国センターおよび地域センターのいずれの事業としても、GHG削減等のための措置が入ることを明記（第389条第2項）。

2021年改正温対法の評価

- 地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定（**ポジティブゾーニングの仕組み導入**）
- 地域脱炭素化促進事業計画とそこに位置づけられる再エネ利用施設に対する**各種の特例措置を規定**

⇒地域における再エネ導入ポテンシャルの最大限の活用促進

ポリシーミックスを法定するもの

= 計画的手法 + 認定手法 + 規制の緩和／簡素化
(deregulation/simplification)

改正温対法を受けて自治体に求められる対応

- ・ 2050年脱炭素化に向けた中長期目標、その実現に資する再エネ導入をはじめとする **GHG削減等施策に係る目標の設定**

- ・ 地域における丁寧な意見聴取や利害調整をとまなう意思決定プロセス
- ・ 促進区域の設定、地域ごとに求められる環境配慮や地域貢献の事項の決定

⇒ **実行計画区域施策編の策定／改定、関連諸計画（土地利用計画／都市計画等）**

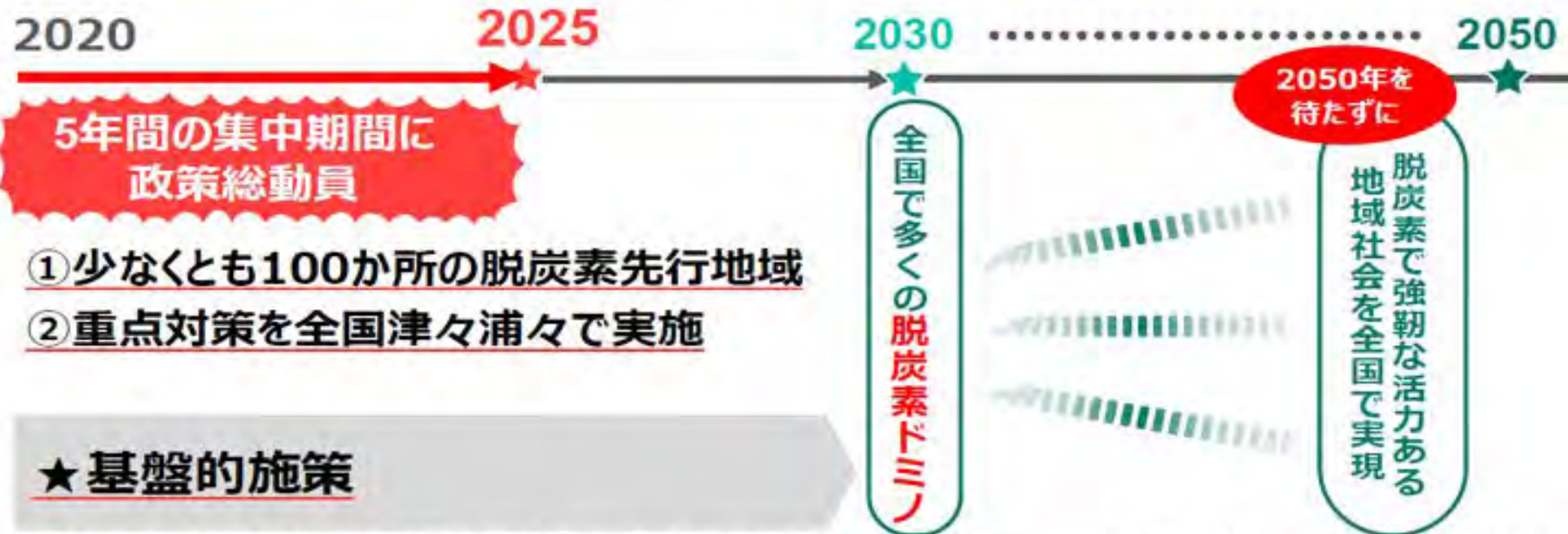
への落とし込み

⇒ 地域脱炭素化促進事業計画の認定手続き・ワンストップ化に係る **業務執行体制**の整備

⇒ 合意形成を図るための仕組みづくり・ルール整備

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

地域脱炭素ロードマップ 重点対策の実施

- 全国津々浦々で取り組む脱炭素の基盤となる重点対策を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力

- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

地球温暖化対策計画の改定について

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大 → 建築物省エネ法改正

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに**100以上の「脱炭素先行地域」**を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

第6次エネルギー基本計画

- 新たなエネルギー基本計画では、**2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋**を示すことが重要テーマ。
- 今回の見通しは、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における**様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。**
- 今回の野心的な見通しに向けた施策の実施に当たっては、**安定供給に支障が出ることのないよう、施策の強度、実施のタイミングなどは十分考慮する必要。**（例えば、非化石電源が十分に導入される前の段階で、直ちに化石電源の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障が生じかねない。）

(2019年 ⇒ 旧ミックス)			2030年度ミックス (野心的な見通し)	
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl	
最終エネルギー消費（省エネ前）		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl	
電源構成	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	太陽光 6.7% ⇒ 7.0%	36~38%※
発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	風力 0.7% ⇒ 1.7%	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%	
	LNG	(37% ⇒ 27%)	水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%	
	石炭	(32% ⇒ 26%)	バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	
	石油等	(7% ⇒ 3%)		
(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)				
温室効果ガス削減割合		(14% ⇒ 26%)	46%	更に50%の高みを目指す

(再エネの内訳)
太陽光 14~16%
風力 5%
地熱 1%
水力 11%
バイオマス 5%

建築物省エネ法の改正（2022年6月）

エネルギー消費の約**3割**を占める
建築物分野での**省エネ対策**を加速

＜エネルギー消費の割合＞(2019年度)



木材需要の約**4割**を占める
建築物分野での**木材利用**を促進

＜木材需要の割合＞(2020年度)



＜2050年カーボンニュートラルに向けた取組＞



抜本的な取組の強化が
必要不可欠

新築について、ZEH・ZEB水準の
省エネ性能の確保を目指す

ストック平均で、ZEH・ZEB
(ネットゼロ・エネルギー・ハウス／ビル)
水準の省エネ性能の確保を目指す

.....

2030年

.....

2050年

.....

【建築主の性能向上努力義務】

出典：国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html



【建築士の説明努力義務】



建築士の説明義務：基準適合性の評価結果等を建築主に説明

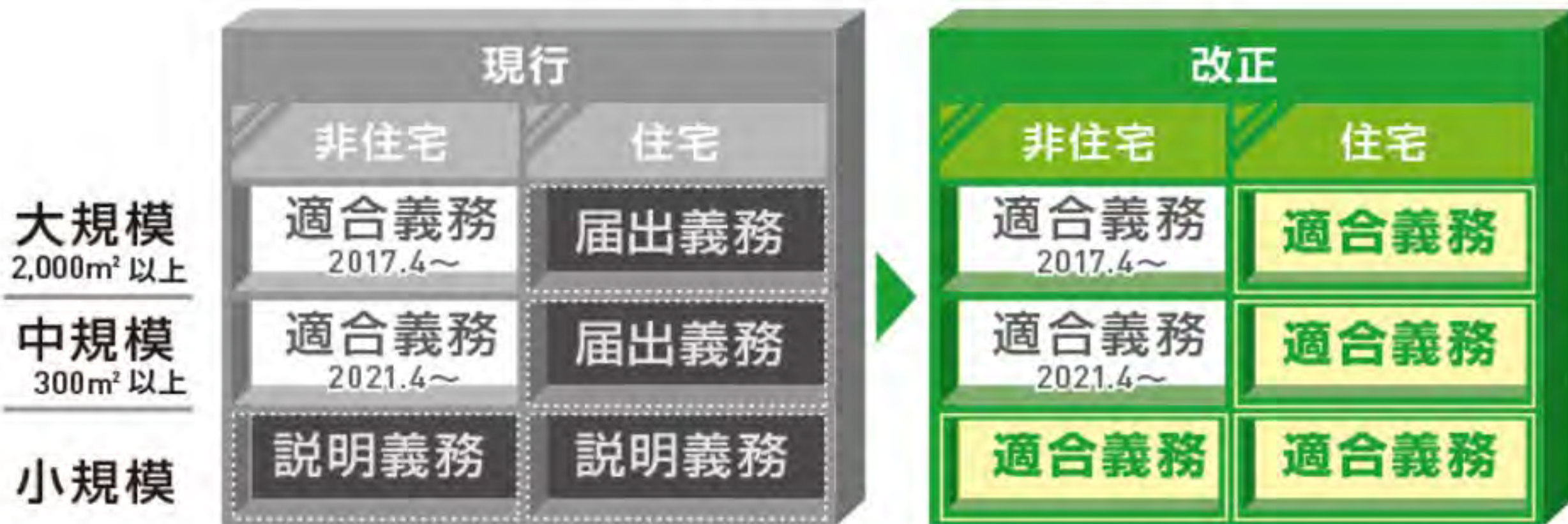
【施行日：公布の日から3年以内】

新築の場合

法改正により、すべての新築住宅・新築非住宅に省エネ適合義務が課せられます。

また、基準適合義務の拡大に伴い、届出義務(第19条)は廃止いたします。

【基準適合に係る規制の概要】



増改築の場合

【増改築時の規制の概要（改正後）】

1 立体的な増築の場合



2 平面的な増築の場合



増築部分の壁、屋根、窓などに、一定の断熱材や窓等を施工することにより、増改築部分の基準適合を求める

増築部分に一定性能以上の設備（空調、照明等）を設置することにより、増改築部分の基準適合を求める

住宅トッパー制度の拡充

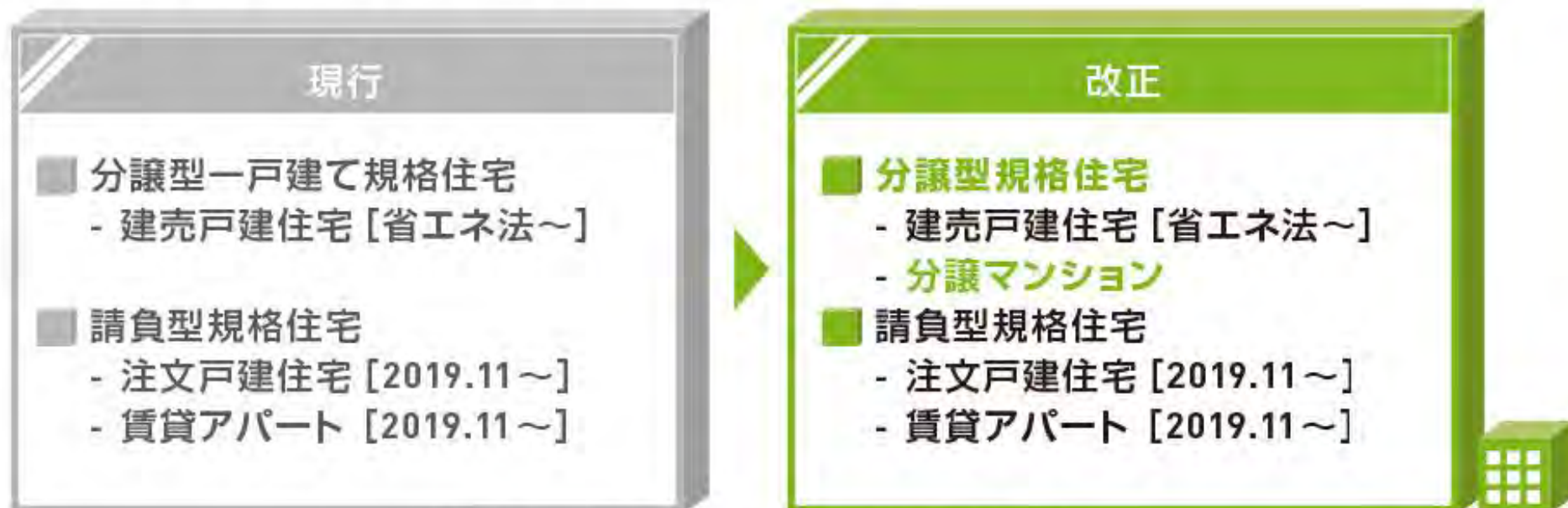
出典：国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

施行日：公布の日から1年以内

住宅トッパー制度とは、一年間に一定戸数以上の住宅を供給する事業者に対し、国が、目標年次と省エネ基準を超える水準の基準（トッパー基準）を定め、新たに供給する住宅について、その基準を平均的に満たすことを努力義務として課す制度です。

法改正により、分譲型住宅のトッパー制度の対象を、分譲マンションにも拡大（※）することとなりました。

※1000戸以上供給する事業者を対象とする（政令事項）

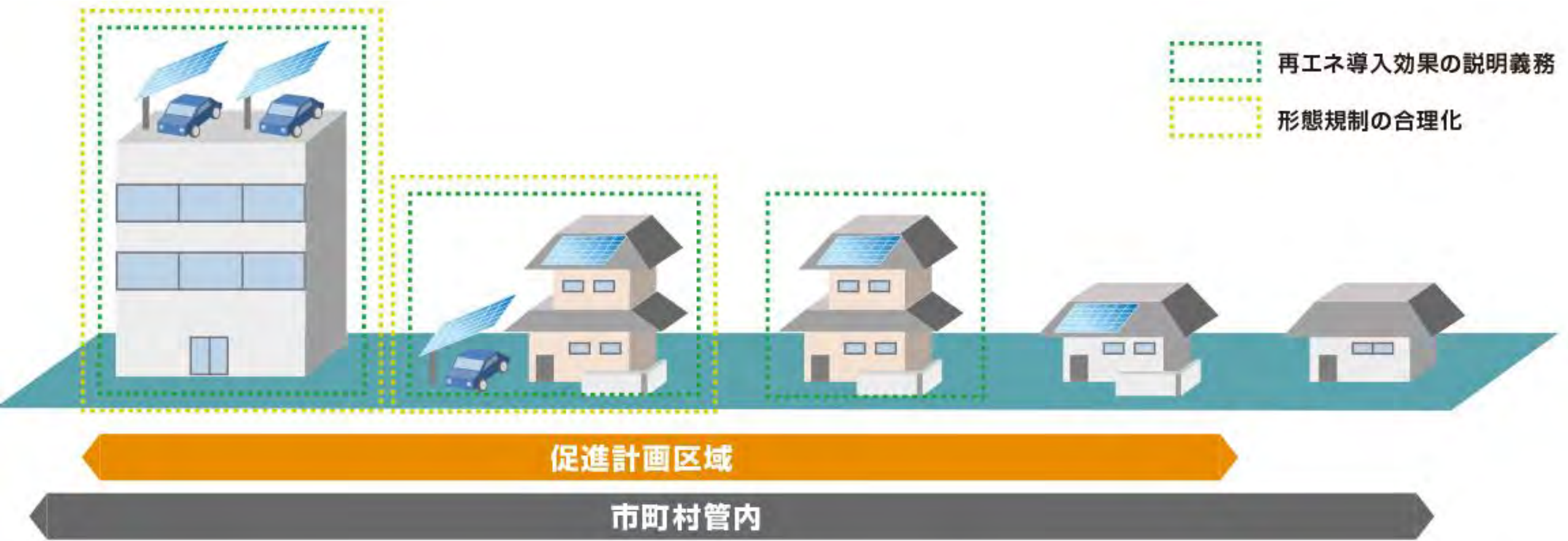


【住宅トッパー制度の対象】

【施行日：公布の日から1年以内】

建築物再生可能エネルギー利用促進区域

この制度では、市町村が、太陽光パネル等の再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要である区域について、促進計画を作成することができるようになります。



＜促進区域において認められる例＞



太陽光パネルの設置により
高さ制限を超える場合でも、
促進区域の趣旨に鑑みて、
建築物本体の影から影を
増やさないことや
敷地外に影を落とさないこと等を
確認した上で特定行政庁が許可。

出典：国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

＜参考情報＞
国土交通省『建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の
作成ガイドライン（仮称）案』が公表されており、今年中に確定版が策定される見通し。

2023年6月30日時点



※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明市区町村（1億29万人）



* 朱書きは発明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同発明団体、市区町村の発明のない都道府県名は省略

品神区
多摩市
世田谷区
豊島区
武蔵野市
調布市
足立区
国立市
港区
旭江市
中仓区
新宿区
荒川区
北区
江東区
墨田区
利根町
甲斐区
杉並区
下代田区
府中市
小金井市
野田市
板橋区
豊原区
練馬区
小平市
文京区
八王子市
大田区

あさひ新聞
国分香港
台東区
西東京市
青梅市
昭和市
清瀬市
浅草山崎
大塚町
小笠原村
白鷺町
三浦市
江戸川區
栗川山市
横濱市
飯久保南町
葛川区

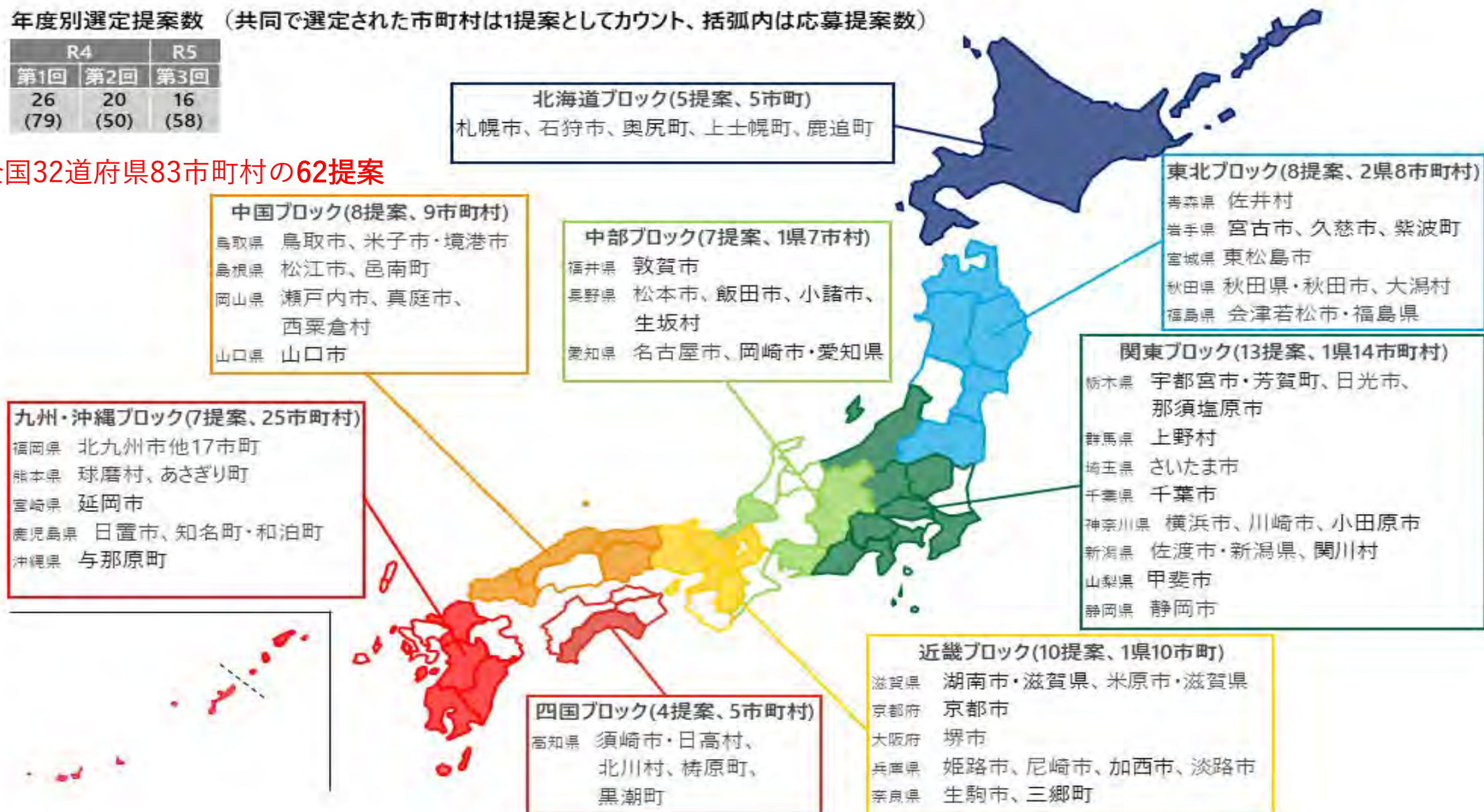
東京都内
20区
22市
1町
2村
(45市区町村)

脱炭素先行地域

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5
第1回	第2回	第3回
26	20	16
(79)	(50)	(58)

全国32道府県83市町村の62提案



『ゼロエミッション東京戦略』 (2019年)

2017年実績 CO₂排出量4.2%増

- 気候変動の深刻化と対策の緊急性を踏まえて、気温上昇を1.5℃に抑制することを追求
- 気候危機を認識し、アクションを起こしていくための戦略を策定

「ゼロエミッション東京戦略」
の策定

2030年ターゲット(目標) 「30%削減」+アクション

- 省エネ・再エネ等の施策の進化・加速を図り、目標を上回るアクションを実行
- ZEV普及やプラスチック対策など早急に取り組むべき課題に対し、新たな目標設定・重点的な施策展開
- 資源利用に伴う都外のCO₂削減にも貢献

2030年までの
重要な10年
アクションの
進化・加速

2050年ゴール CO₂排出実質ゼロ

- 新たな社会システムや次世代技術を開発・定着させていくための誘導
- なお残る排出量については、森林吸収と革新的技術開発などにより相殺

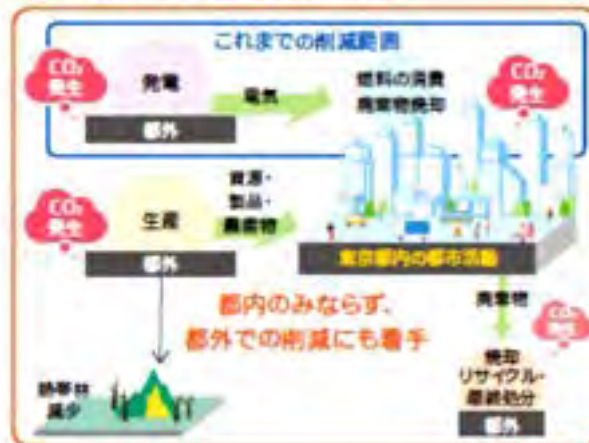
都内で排出実質ゼロと
世界の脱炭素化への
貢献を目指す

KEY POINTS:

新たな一歩を踏み出すための3つの視点

- 気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開
- 資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外のCO₂削減にも貢献
- 省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化

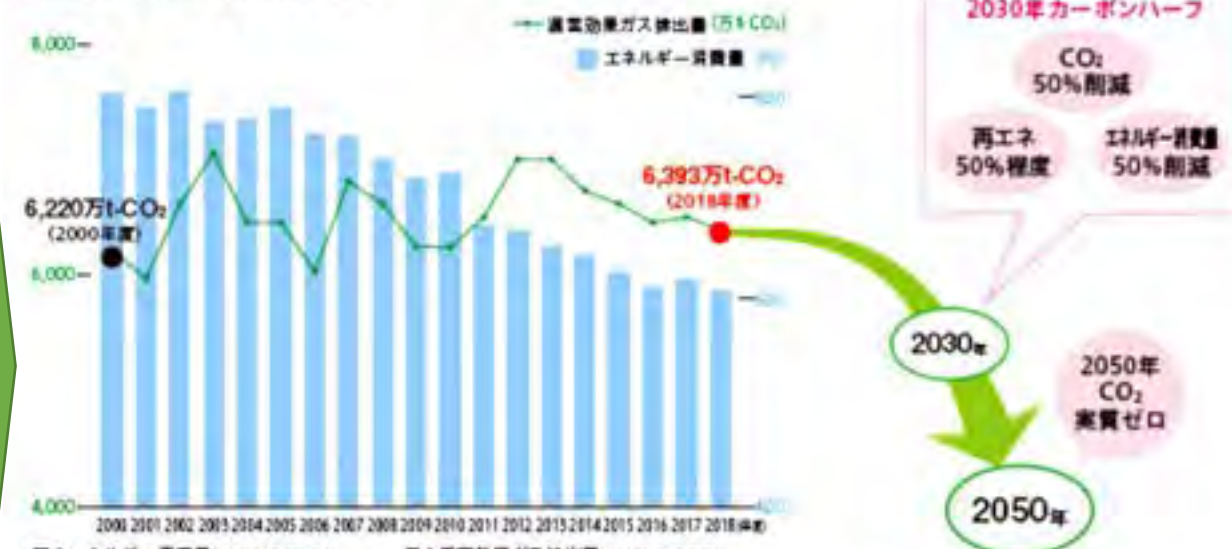
東京都が目指す排出量の削減範囲



『ゼロエミッション東京戦略 2020Update&Report』

東京都は、2030年カーボンハーフに向けて必要な社会変革のビジョンとして、
「2030・カーボンハーフスタイル」を提唱します

温室効果ガス排出量の推移等



都内エネルギー消費量(2018年度実績)

部門	消費量(万kWh)	2000年比
合計	608.3	▲24.2%
産業	49.6	▲48.6%
業務	244.0	▲7.1%
家庭	186.8	0.7%
運輸	127.8	▲50.3%

※電力については、二次エネルギー換算により算出

都内温室効果ガス排出量(2018年度実績)

部門	排出量(万t-CO2)	2000年比
合計	6,393	2.0%
産業	417	▲38.6%
業務	2,530	23.6%
家庭	1,646	28.3%
運輸	964	▲45.4%
廃棄物	179	49.3%
その他ガス	657	102.5%

- ・エネルギー消費量は2000年度頃にピークアウト
- ・温室効果ガス排出量は、東日本大震災以降の電力のCO₂対出係数の悪化による増加傾向が顕著だったが、エネルギー消費量の削減及び都部排出係数の改善効果により、2012年度から減少傾向

※電力のCO₂対出係数については、年度別の対出係数を適用して算出

『ゼロエミッション東京戦略 2020Update&Report』 ～2019年の戦略に比して、より野心的な目標を設定～

	(現行目標)	
▶ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒ 50%削減
▶ 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒ 50%削減
▶ 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒ 50%程度

※上記の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定

- ▶ 都内乗用車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化 (2030年まで)
- ▶ 都内二輪車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化 (2035年まで)

東京都は、2021年度を「非ガソリン化元年」と位置づけ、車両購入・インフラ整備への補助、機運醸成により普及を促進するとともに、国や自動車メーカー等と連携し、率先的な行動を加速することで、自動車等のゼロエミッション化を進めていきます。

※非ガソリン車……ZEV(電気自動車(EV))、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)のこと

■ 具体的取組を進める6つの分野・14の政策



基礎自治体、市民、事業者等が同じ目標を共有し、具体的な行動に移すことが必要。

東京都環境基本計画 答申 (20220808)【概要】

戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

<都のこれまでの取組>

- ・国や東京電力に対する緊急要望等の実施
- ・HTT「⑧減らす・⑨創る・⑩蓄める」取組を加速・徹底
- ・都自らの率先的な省エネ・節電・再エネ導入の徹底

<施策の方向性>

- ・直面するエネルギー危機への対応
→国や東電など、関係者間の強固な連絡体制を迅速に構築
- ・エネルギーの脱炭素化施策の抜本的な強化・徹底
→省エネ対策と脱炭素化施策を強化・徹底し、化石燃料依存から脱却

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

<2050年のあるべき姿>

「ゼロエミッション東京」を実現し、世界の「CO₂排出実質ゼロ」に貢献

<2030年目標（抜粋）>

- ・都内温室効果ガス排出量（2000年比） **50%削減**
- ・再生可能エネルギーによる電力利用割合 **50%程度**
（中間目標2026年30%）
- ・乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合 **50%**
- ・水素ステーションの整備 **150か所**
- ・家庭と大規模オフィスビルからの
プラスチック焼却量（2017年度比） **40%削減**
- ・フロン（HFCs）排出量（2014年度比） **65%削減**

<施策の方向性>

- ・再エネの基幹エネルギー化
- ・ゼロエミッションビル・住宅の大幅拡大、ゼロエミ地区形成など
（条例改正による一定の新築住宅等への太陽光発電等の設置義務化等）
- ・ZEV・充電インフラの整備促進
- ・水素利用の更なる促進
- ・持続可能な資源利用の実現、サーキュラーエコノミーへの移行
- ・フロン排出ゼロに向けた取組の推進
- ・適応策を強力に推進し、気候変動の影響によるリスクを最小化
- ・全庁一丸となって都の率先行動を大胆に加速

戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

<2050年のあるべき姿>

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、
自然と共生する豊かな社会を目指す

<2030年目標（抜粋）>

- ・生物多様性を回復軌道に乗せる
（＝ネイチャーポジティブの実現）

<施策の方向性>

- ・生物多様性の保全と回復、持続的な利用、理解と行動変容に資する施策の推進

戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

<2050年のあるべき姿（抜粋）>

- ・世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現
- ・環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化
- ・都内区市町村や近隣自治体等と連携し、強靱な廃棄物処理体制を確立

<2030年目標（抜粋）>

- ・PM2.5:各測定局年平均10 μ g/m³以下
- ・化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減
- ・一般廃棄物の排出量：410万t

<施策の方向性>

- ・大気環境等の更なる向上
- ・化学物質等によるリスクの低減
- ・廃棄物の適正処理の一層の促進

政策の実効性を高める横断的・総合的施策

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

2050年のあるべき姿

「ゼロエミッション東京」を実現し、世界の「CO₂排出実質ゼロ」に貢献

- ✓ 大消費地である東京は、レジリエントで持続可能な成長を実現するため、気温上昇の1.5℃抑制を追求する必要
- ✓ 省エネ・再エネ、水素等の活用によるCO₂排出量の最小化、ZEVの普及、フロン対策等あらゆる分野の取組を推進
- ✓ 都内のCO₂排出量の実質ゼロ、都外でのCO₂削減にも貢献

2030年目標（抜粋）

都内温室効果ガス排出量（2000年比）	50%削減
都内エネルギー消費量（2000年比）	50%削減
再生可能エネルギーによる電力利用割合	50%程度
都内太陽光発電設備導入量	200万kW以上
乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合	50%
水素ステーションの整備	150か所
家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量（2017年度比）	40%削減
フロン（HFCs）排出量（2014年度比）	65%削減

施策の方向性

脱炭素社会の実現に向けた社会基盤を確立するため、脱炭素のみならず、経済、健康、レジリエンスの確保までも見据え、あらゆる分野において脱炭素行動を加速していく

<エネルギー>

1 再エネの基幹エネルギー化

- ✓ 都内での地産地消、都外からの再エネ電力調達、再エネ電気購入等の促進、電気事業者の再エネ供給拡大の後押し等

2 ゼロエミッションビル・住宅の大幅拡大、ゼロエミ地区形成・エネルギーマネジメントの促進

- ✓ 条例改正による制度の新設・強化（一定の新築住宅等への太陽光発電等の設置義務化等）

3 CO₂ 排出を抑制する移動手段への転換等やZEV・充電インフラの整備促進

4 再エネの普及拡大を支え、エネルギー安定供給に資する水素利用の更なる促進

<資源利用・フロン・気候変動適応策・率先行動>

5 物の作り方・売り方（買い方）・使い方を変革し、脱炭素にも貢献する持続可能な資源利用の実現、サーキュラーエコノミーへの移行

6 機器のライフサイクル全般にわたる排出削減によるフロン排出ゼロに向けた取組の推進

7 適応策を推進し、気候変動によるリスクを最小化

8 全庁一丸となって都の率先行動を大胆に加速

気候変動・エネルギーを取り巻く背景	健康や生活の持続可能性が大きく脅かされる非常事態に直面 ・直面するエネルギー危機は構造的な問題であり、長期化の懸念 ・大規模な気象災害が頻発するなど、気候危機は更に深刻化	→	化石燃料に依存した我が国において、「脱炭素化」の取組が、エネルギー安全保障の確保と一体であることが改めて明らかに。
2030年カーボンハーフに向けた制度強化の基本的考え方	直面する危機を乗り越えるため、エネルギーを「減らす・創る・蓄める」の徹底が必要 ○建物のゼロエミッション化（都内CO ₂ 排出量の7割を占める建物対策の強化） ○再エネの基幹エネルギー化（再エネ電力を調達しやすいビジネス環境の構築） ○脱炭素経営と情報開示に意欲的に取り組む事業者の後押し ※ 再エネ電力の持続可能な取組に係る観点にも留意	→	✓ 2030年カーボンハーフの実現に向けたあらゆる主体の行動を加速し、脱炭素に向けた社会基盤を早期に確立 ✓ 脱炭素のみならず、「災害にも強く、健康的で快適な暮らし」へ転換、脱炭素型の事業活動ができる「投資や企業を惹きつける魅力ある都市」へ

■ 制度強化・拡充のポイント

＜新築建物＞

＜既存建物＞

大規模 新築 2,000㎡以上	強化・拡充 建築物環境計画書制度 ・太陽光発電設備等の設置義務、ZEV充電設備最低基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を国基準以上に強化（マンション等の住宅を含む） ・3段階の評価基準を強化・拡充し、再エネ利用やエネマネ等への備え、低炭素資材の利用、生物多様性への配慮等の更なる取組を誘導等	強化・拡充 東京キャップ&トレード制度 ・カーボンハーフを見据えた削減義務率の設定 ・再エネ利用に係る目標設定・取組状況等の報告・公表の義務付け ・事業所の動向や調達手法の多様化を踏まえ、再エネ設備の導入や再エネ割合の高い電力の利用を更に進める仕組み ・積極的な取組を後押しするインセンティブ策等
中小規模 新築 2,000㎡未満	新設 住宅等の一定の中小新築建物への新制度 年間都内供給総延床面積が合計2万㎡以上の住宅供給事業者等を対象に。 ・太陽光発電設備等の設置義務※、ZEV充電設備整備基準（義務基準）の新設、断熱・省エネ性能の基準（義務基準）を国基準以上に設定 ・断熱・省エネ性能等の誘導基準も併せて導入し、積極的に取り組む事業者を後押し等 ※一定量の太陽光発電設備の設置について、日照などの立地条件や住宅の形状等を考慮しながら、事業者単位で設置基準の達成を求める仕組み	強化・拡充 地球温暖化対策報告書制度 ・都による2030年に向けて取り組むべき省エネ・再エネ利用に係る目標となる達成水準の提示、事業者の報告書による達成状況の報告・公表の義務付け ・再エネ利用に関する報告内容の拡充 ・積極的な取組を後押しするインセンティブ策等
エリア (都市開発・エネマネ)	強化・拡充 地域エネルギー有効利用計画制度 ※ ・ゼロエミ地区の創出に向け、都が策定するガイドラインを踏まえ、開発事業者自らが開発計画検討のより早い段階で脱炭素化を見据えた方針を策定、公表する制度に再構築し、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超えた多面的な取組（資源・生物多様性、適応策・レジリエンス等）を誘導 ・高度なエネマネ等の積極的かつ他の開発への波及が期待される取組等を行った事業者が評価されるよう都による公表の方法や内容を拡充 ・地域冷暖房区域における脱炭素化に資する取組を評価するとともに、今後積極的な導入が期待される取組を求める仕組みに拡充等	※ 供給量の強化と合わせて、既存施設等を通して、既存開発地区を含め、高度なエネマネの拡大、広域化等を促進
再エネ供給	強化・拡充 エネルギー環境計画書制度 ・都は電気供給事業者が定める目標の指針として、都内供給電力に占める再エネ電力割合※の2030年度目標水準を設定・提示 ・各供給事業者に対する報告・公表の義務化 ・都が示す目標水準を踏まえた2030年度目標の設定、2030年度までの各年度の計画策定、報告・公表 ・目標達成の進捗を確認するため、都内供給電力の再エネ電力割合・電源構成について各年度の実績の報告・公表 ・特に前年度に新たに設置された再エネ電源からの調達に着目し、その調達計画や都内供給量に占める調達割合の実績の報告・公表 ・多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備、意欲的な事業者を後押しする仕組み等 ※ 証書（非化石証書、グリーン電力証書、シクレジ）等による再エネ価値の創出	

脱炭素をめざす条例制定等の動き

徳島県	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例	平成28年10月31日公布	平成29年1月1日施行	群馬県	二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例	令和4年3月15日公布	令和4年3月15日施行
長野県	長野県脱炭素社会づくり条例	令和2年10月19日公布	令和2年10月19日施行	長野県	長野県地球温暖化対策条例（改正前） 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例	平成18年3月30日公布 令和4年3月24日改正公布	平成19年2月20日施行 令和4年3月24日改正施行
岐阜県	岐阜県地球温暖化防止基本条例（改正前） 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例	平成21年3月30日公布 令和3年3月29日改正公布	平成21年4月1日施行 令和3年3月29日改正施行		滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	令和4年3月25日公布	令和4年4月1日施行
新潟県妙高市	生命地域妙高ゼロカーボン推進条例	令和3年3月31日公布	令和3年4月1日施行	鹿児島県	鹿児島県地球温暖化対策推進条例（改正前） 鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例	平成22年3月26日公布 令和4年3月25日改正公布	平成22年4月1日施行 令和4年4月1日改正施行
横浜市	横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	令和3年6月8日公布	令和3年6月8日施行				
福島県大熊町	大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例	令和3年9月16日公布	令和3年9月16日施行	大阪府	大阪府温暖化の防止等に関する条例（改正前） 大阪府気候変動対策の推進に関する条例	平成17年10月28日公布 令和4年3月29日改正公布	平成18年4月1日施行 令和4年4月1日改正施行
神奈川県横須賀市	地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例	令和3年9月21日公布	令和3年10月1日施行				
東京都千代田区	千代田区地球温暖化対策条例	平成19年12月27日公布 令和3年10月14日改正公布	平成20年1月1日施行 令和3年10月14日改正施行	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（改正前） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例	平成12年12月22日公布 令和4年12月22日改正公布	平成13年4月1日施行 一部令和6年4月1日改正施行 一部令和7年4月1日改正施行
東京都荒川区	荒川区環境基本条例	平成20年12月17日公布 令和3年10月25日改正公布	平成21年1月1日施行 令和3年10月25日改正施行				
	荒川区地球温暖化対策推進条例	令和5年3月22日公布	令和5年4月1日施行				
神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例	平成21年7月17日公布 令和3年12月24日改正公布	平成21年10月1日施行 令和4年4月1日改正施行				

脱炭素をめざす条例制定等の動き（つづき）

北海道	北海道地球温暖化防止対策条例	平成21年3月31日公布 令和5年3月17日改正公布	同22年3月1日施行 令和5年4月1日改正施行 一部令和5年10月1日改正施行
山形県	山形県脱炭素社会づくり条例	令和5年3月17日公布	令和5年4月1日施行
栃木県	栃木県カーボンニュートラル実現条例	令和5年3月17日公布	令和5年4月1日施行
埼玉県所沢市	所沢市脱炭素社会を実現するための条例	令和5年3月20日公布	令和5年4月1日施行
相模原市	相模原市地球温暖化対策推進条例（改正前） 相模原市地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例 さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり 条例(改正後)	平成24年12月21日公布 令和5年3月20日改正公布	平成25年4月1日施行 令和5年4月1日改正施行
川崎市	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（改正前） 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例(改正後)	平成21年12月24日公布 令和5年3月30日改正公布	平成22年4月1日施行 令和5年3月30日改正施行 一部令和5年4月1日改正施行 一部令和6年4月1日改正施行 一部令和7年4月1日改正施行

出典：一般財団法人地方自治研究機構ホームページ「脱炭素社会を目指す条例と地球温暖化対策条例」
(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/082_Carbon_neutral.htm)

再生可能エネルギーの 利用促進条例／規制条 例の制定動向

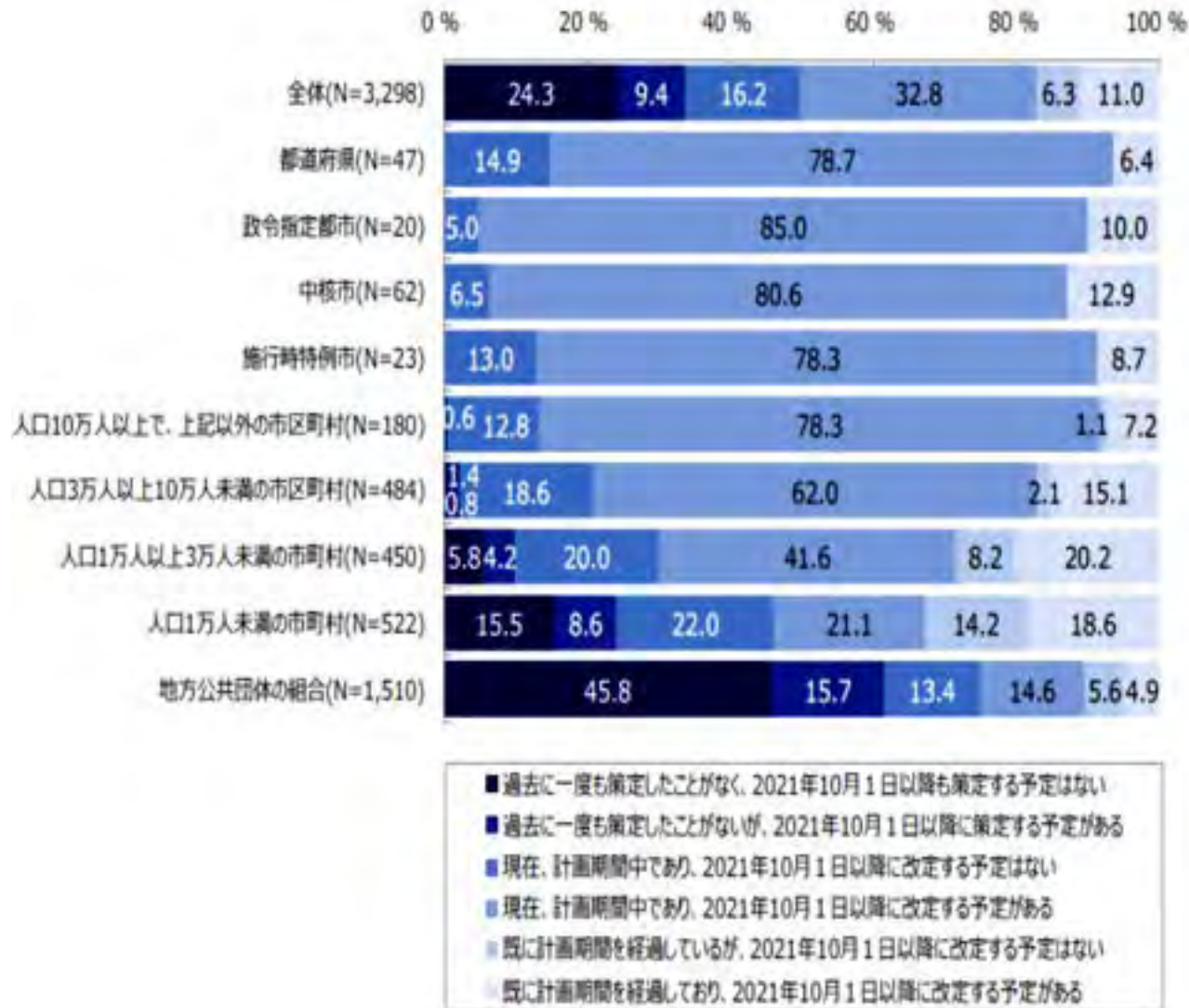
表中の（ ）は、都道府県条例の制定数
を意味し、内数。

利用促進条例・規制条例・地球温暖化条例の制定状況（令和5年4月25日作成）				
	利用促進条例	規制条例	地球温暖化条例	法制定等
平成10年				新エネ利用促進法制定
平成11年				
平成12年	1(1)			
平成13年	1			
平成14年	1(1)			
平成15年	2(2)			
平成16年			1	
平成17年	3(1)		2(2)	京都議定書発効(2月)
平成18年			1(1)	
平成19年			6(2)	
平成20年			3(1)	
平成21年	1		10(6)	エネルギー供給構造高度化法制定
平成22年			2(2)	
平成23年	3		5(2)	再エネ特措法制定
平成24年	9		1	
平成25年	7		1(1)	
平成26年	7(1)	3		
平成27年	2(2)	7		パリ協定採択(12月)
平成28年	2	14	1(1)	
平成29年		20(1)		
平成30年		30(1)	1(1)	
令和元年		47(1)	1	
令和2年		39	2(1)	脱炭素宣言(12月)
令和3年	1	33(2)	4	
令和4年	1	43(1)	4(2)	
令和5年		8(1)	3(2)	
合計	41(8)	244(7)	48(24)	

自治体が直面する課題

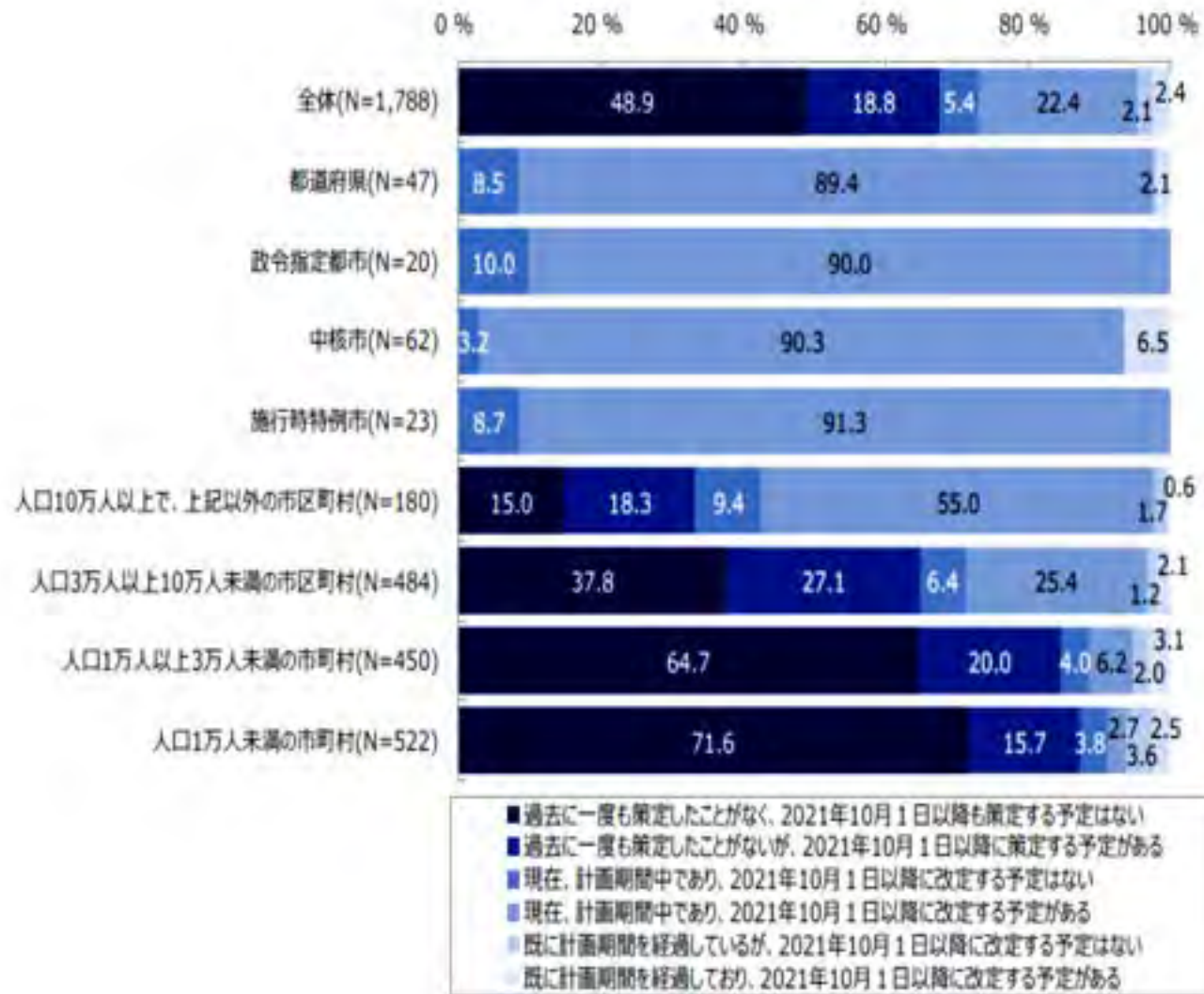
地球温暖化対策実行計画の策定状況（令和3年10月1日現在）

【事務事業編】：すべての自治体に策定義務あり



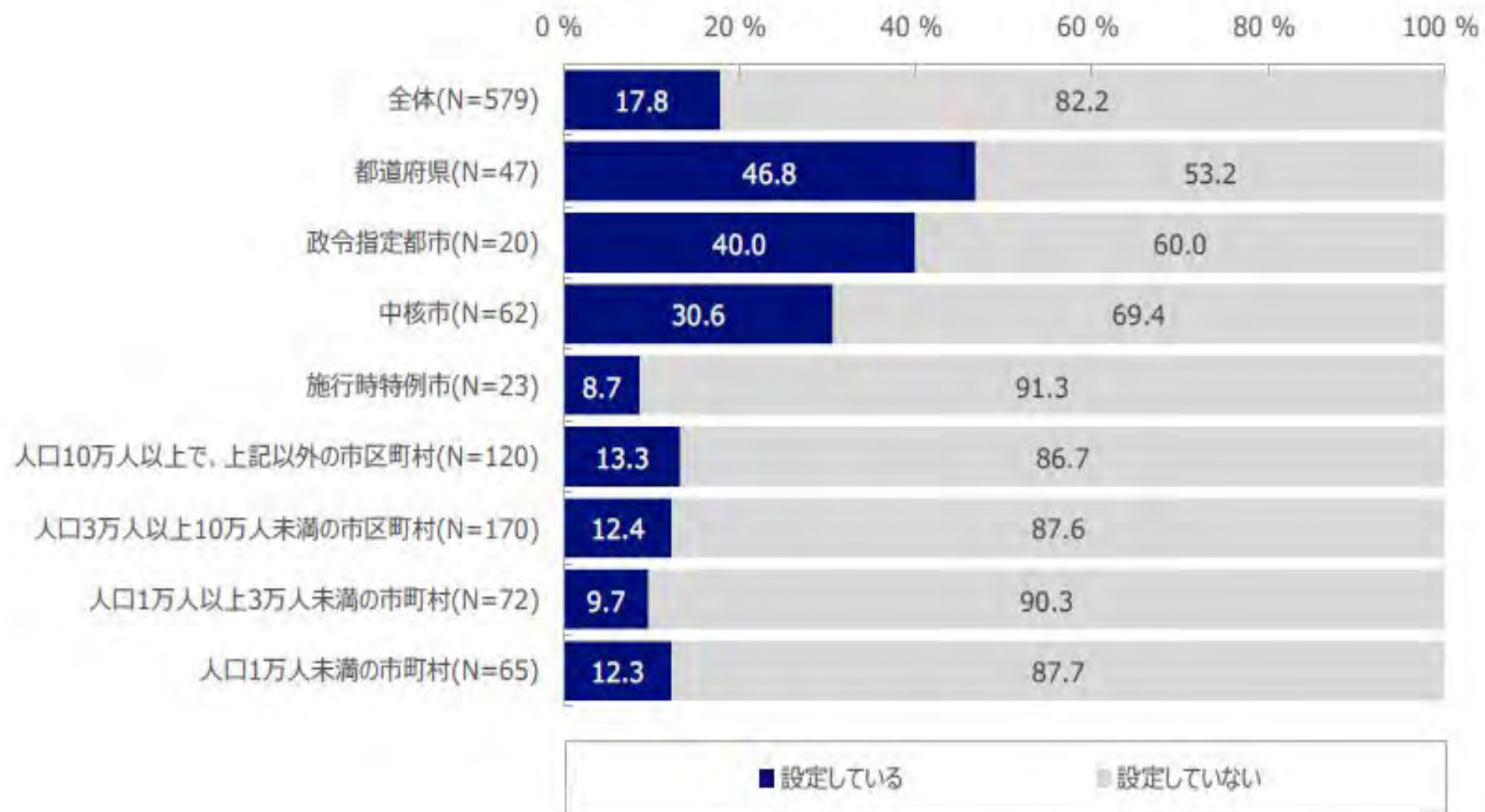
自治体1,588および地方公共団体の組合1,510のうち、自治体では111団体（自治体全体の6.4%）、組合では692団体（組合全体の45.8%）が、過去に一度も事務事業編を策定したことがなく、今後も策定予定がないと回答。組合における策定が進んでいないことに加えて、自治体でも人口3万人未満の市町村において未策定の比率が高くなる傾向。特に人口1万人未満の市町村（522団体）に限ると、未策定かつ策定予定のない団体は88団体（15.4%）。

地球温暖化対策実行計画の策定状況（令和3年10月1日現在）
【区域施策編】：都道府県・政令市・中核市に策定義務、その他自治体には策定努力義務あり



策定義務のある都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の152団体のすべてにおいて策定済み。それ以外の市区町村は、1,636団体のうち1,211団体（策定が努力義務の団体の74%）が過去に一度も策定したことがなく、さらに、このうちの875団体（同53.4%）は、今後も策定予定はないと回答。策定が努力義務となった市区町村のうち、策定済みの団体は、人口10万人以上では66.7%、人口3万人以上10万人未満では35.1%、人口1万人以上3万人未満では15.3%、人口1万人未満では12.6%。自治体規模が小さくなるほど策定率が低下する傾向。

実行計画区域施策編における再エネ導入目標の設定状況



実行計画未策定／未改定の理由

【事務事業編、区域施策編に共通】

1. 計画を策定・改定するための人員不足（事務事業編では65.9%、区域施策編では84.2%）
2. 専門的知識の不足や欠如（同53.9%、同69.1%）
3. 計画に盛り込む対策の予算等確保が困難（同34.5%、同53.7%）

【区域施策編】

4. 対策・施策の見積りや評価が難しいこと（44%）
5. 最新の技術情報や知見が不足していること（43.4%）

実行計画推進過程で困っていること

【事務事業編、区域施策編に共通】

1. 人員不足（事務事業編では56.5%、区域施策編では73.1%）

【事務事業編】

2. 温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足（51.7%）
3. 温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報の集計に手間・時間がかかる（46.4%）
4. 財源不足（41.2%）
5. 措置の効果の見積もりや評価が困難（36.1%）

【区域施策編】

6. 対策・施策の効果の見積りや評価が困難（70.1%）
7. 財源不足（66.8%）
8. 住民に対する普及啓発が難しい（62.4%）
9. 温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足（55.9%）と続く

会員自治体一覧 (2023年7月21日時点)

規模、地域特性といった背景の違う様々な市区町村がその知見を共有し、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組のための議論を進め、共に国への提言等を効果的に進めていくことを目的として、**2021年2月5日**に設立された。

(1) 脱炭素社会の実現に向けた政策研究及びこれに関連する課題等の研究

- (2) 脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言
(3) 会員自治体相互の交流、連携等を図るための活動
(4) その他協議会の目的達成に必要なこと

(1)2021年11月24日、「国の施策及び予算に関する提言」を財務省 岡本財務副大臣及び山口環境大臣に提出。

- (2) 2021年3月29日、「脱炭素社会の構築に係る提言」を小泉環境大臣に提出。

自治体名	自治体名	自治体名	自治体名	自治体名
北海道 札幌市	青森県 東津軽郡大湊市	東京都 都心部	静岡県 静岡市	香川県 高松市
北海道 苫小牧市	青森県 弘前市	東京都 目黒区	静岡県 伊豆の国市	愛媛県 松山市
北海道 帯広市	青森県 奥州市	東京都 港区	静岡県 沼津市	徳島県 徳島市
北海道 釧路市	青森県 五戸町	東京都 多摩市	静岡県 浜松市	福岡県 北九州市 (福岡)
北海道 石狩市	青森県 つくばみらい市	東京都 西東京市	愛知県 半田市	福岡県 福岡市
北海道 センター市	青森県 中津川市	神奈川県 横浜市中区(旧横浜)	愛知県 豊田市の(旧豊田)	福岡県 久留米市
北海道 留萌郡村	青森県 青森市	神奈川県 川崎市	愛知県 西尾市	福岡県 柳井市
北海道 古平町	青森県 成田町	神奈川県 相模原市	愛知県 刈谷市	福岡県 みやま市
北海道 足寄町	青森県 東海村	神奈川県 藤沢市	愛知県 知多市	福岡県 大牟田市
北海道 厚岸町	秋田県 宇都宮市	神奈川県 平塚市	愛知県 岡崎市	佐賀県 佐賀市
岩手県 宮古市	秋田県 盛岡市	神奈川県 鎌倉市	愛知県 みよし市	佐賀県 武雄市
岩手県 八幡市 (昭和)	秋田県 日光市	神奈川県 藤川市	愛知県 武蔵野市	長崎県 長崎市
岩手県 二戸市	秋田県 大館市	神奈川県 小田原市 (昭和)	三重県 桑名市	長崎県 平戸市
岩手県 八幡平市	秋田県 花巻市 (昭和)	神奈川県 茅ヶ崎市	三重県 志摩市	長崎県 西海市
岩手県 盛岡市	秋田県 紫波町	神奈川県 三浦市	三重県 海部町	長崎県 壱岐市
岩手県 磐前町	秋田県 鹿角市	神奈川県 厚木市	滋賀県 草津市	長崎県 諫早市
岩手県 船岡市 (昭和)	秋田県 横手市	神奈川県 伊勢原市	京都府 京都市 (昭和)	熊本県 熊本市 (昭和)
岩手県 野田村	秋田県 湯沢市	神奈川県 海老名市	京都府 綾部市	熊本県 菊池市
岩手県 深沢町	秋田県 鷹巣町	神奈川県 麻葉市	京都府 宇治市	宮城県 仙台市
岩手県 一戸町	秋田県 山形市	神奈川県 東京市	京都府 高槻市	鹿児島県 鹿児島市
宮城県 美郷町	秋田県 赤松町	神奈川県 鎌倉市	京都府 亀岡市	鹿児島県 和歌町
宮城県 栗原市	秋田県 秋田市 (昭和)	神奈川県 富士市	京都府 向日市	鹿児島県 知礼町
宮城県 登米市	秋田県 南上市	神奈川県 横浜市中区	京都府 奈良市	
秋田県 大館市	秋田県 横手市	神奈川県 横浜市中区	京都府 与野町	
秋田県 由利本荘市	秋田県 新庄市	新潟県 新潟市	大阪府 堺市	
秋田県 大瀬村	秋田県 雄物川市	新潟県 十日町市	大阪府 東大阪市	
山形県 山形市	秋田県 秋保市	新潟県 村上市	大阪府 枚方市	
山形県 米沢市	秋田県 大曲市	新潟県 妙見市	大阪府 河内長野市	
山形県 東根市	秋田県 八幡市	新潟県 佐和田市 (昭和)	大阪府 東淀川区	
山形県 東陽市	秋田県 三好市	富山県 魚津市	大阪府 寝屋川市	
山形県 酒田市	秋田県 雫川市	富山県 立山町 (昭和)	兵庫県 神戸市	
山形県 川西町	秋田県 小川町	石川県 金沢市	兵庫県 尼崎市	
山形県 鶴岡市	秋田県 湯沢町	石川県 小松市	兵庫県 明石市	
山形県 舟形町	秋田県 松林町	石川県 加賀市	兵庫県 豊岡市	
福島県 会津若松市	千葉県 千葉市	埼玉県 埼玉市	群馬県 高崎市	
福島県 郡山市	千葉県 船橋市	埼玉県 上野市	群馬県 前橋市	
福島県 須賀川市	千葉県 柏市	長野県 長野市	群馬県 三好町	
福島県 本宮市	千葉県 習志野市	長野県 大町市	群馬県 沼田本町	
福島県 浪江町	千葉県 水戸市	長野県 佐久市	和歌山県 日高町	
茨城県 水戸市	千葉県 野田市	長野県 重信市	鳥取県 鳥取市	
茨城県 土浦市	千葉県 成田市	長野県 越前町	鳥取県 北栄町	
茨城県 結城市	千葉県 佐倉市	長野県 立科町	鳥取県 東郷町	
茨城県 下妻市	千葉県 習志野市	長野県 箕輪町	鳥取県 倉吉町	
茨城県 常陸市	千葉県 八千代市	長野県 碓氷町	鳥取県 鳥居町	
茨城県 笠間市	千葉県 佐原市	長野県 塩田町	岡山県 岡山市	
茨城県 水戸市 (昭和)	千葉県 君津市	長野県 白馬村 (昭和)	岡山県 真庭市 (昭和)	
茨城県 笠間市	千葉県 浦安市	岐阜県 岐阜市	岡山県 久米南町	
茨城県 取手市	千葉県 四街道市	岐阜県 大野町	岡山県 津島町	
茨城県 牛久嶋	千葉県 臼杵市	静岡県 静岡市	広島県 広島市	
茨城県 つくば市	千葉県 山梨市 (昭和)	静岡県 浜松市	広島県 三原市	
茨城県 ひたちなか市	東京都 世田谷区	静岡県 富士宮市	山口県 下関市	
茨城県 鹿嶋市	東京都 足立区	静岡県 藤枝市	香川県 高松市	
茨城県 龍ケ崎	東京都 葛飾区	静岡県 裾野市	徳島県 徳島市	
茨城県 守谷市	東京都 昭島市			

今後の方向性～基礎自治体と市民による取組み促進に向けて～

1. 【自治体内におけるビジョンの共有と分野横断的な／分野連携のもとでの取組みの展開】⇒**実行計画区域施策編の策定・改定、関連計画との連携**
2. 【広域的連携・情報共有】
 - ①都内自治体によるビジョンの共有
⇒共同宣言、**実行計画区域施策編の共同策定**など
 - ②都外自治体との連携
⇒再生可能エネルギーの導入やカーボンオフセットの促進
 - ③国際的なネットワークへの参画
⇒国内外の自治体やノンステートアクターとの情報共有と連携の推進
3. 【市民・事業者等による率先行動】
 - ①具体的な行動の提示
 - ②インセンティブの付与

<参考：目標・ビジョンの共有>

2019年に同宣言を行った長野県では、温暖化問題の解決には市町村、企業、NPOなどあらゆる主体と連携して取り組むことが重要であるとして、広く「気候非常事態宣言－2050ゼロカーボンへの決意－」への賛同を呼び掛けた。これを受け、2020年9月までに県内全77市町村が賛同を表明しており、広域自治体と基礎自治体とが一致して脱炭素化を目指している。

事例紹介 複数自治体による実行計画の共同策定



- 熊本市を中心とした「熊本連携中枢都市圏」や、秩父市を中心とした「ちちぶ定住自立圏」は、複数市町村が形成する圏域単位で実行計画を策定している。

熊本連携中枢都市圏

熊本市をはじめとする18市町村が共同で形成している「熊本連携中枢都市圏」は、令和3年3月に「**熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画**」を策定している。実行計画の中では、圏域の温室効果ガス削減目標や、圏域内エネルギー政策の方向性等が整理されている。



出所) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 ～水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現～【概要版】P2
https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=25096&sub_id=11&fId=245570 <閲覧日: 2021年8月17日>

ちちぶ定住自立圏

秩父市をはじめとする5町が共同で形成している「ちちぶ定住自立圏」は、圏域全体の地球温暖化対策を定めた実行計画として、「**ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**」を策定している。計画期間は2012～2022年度であり、圏域の温室効果ガス削減目標等を定めている。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間及び目標

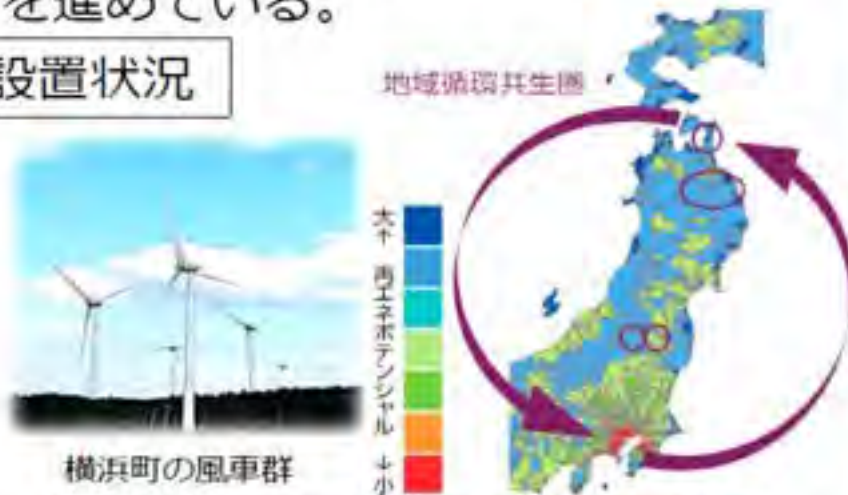
1990年度 (平成2年度)	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
4,374.4 千t-CO ₂	2,405.9 千t-CO ₂	2,274.7 千t-CO ₂
1990年比 ▲45%	1990年比 ▲48%	

出所) ちちぶ定住自立圏「ちちぶ環境基本計画（平成24年12月）」P42
http://hospital.city.chichibu.lg.jp/secure/1874/chichibu_basic_environmental_plan.pdf <閲覧日: 2021年9月15日>

横浜市×東北12市町村

- 同市は、最大限の省エネで約50%、電力以外（新技術の実用化・普及）で約25%、残りの25%を再エネで削減を計画。しかし、市内のポテンシャルは8%。
- **2019年2月に横浜市と東北12市町村と連携協定を結び、再エネ連携連絡会の実施、再エネ電力の購入を進めている。**

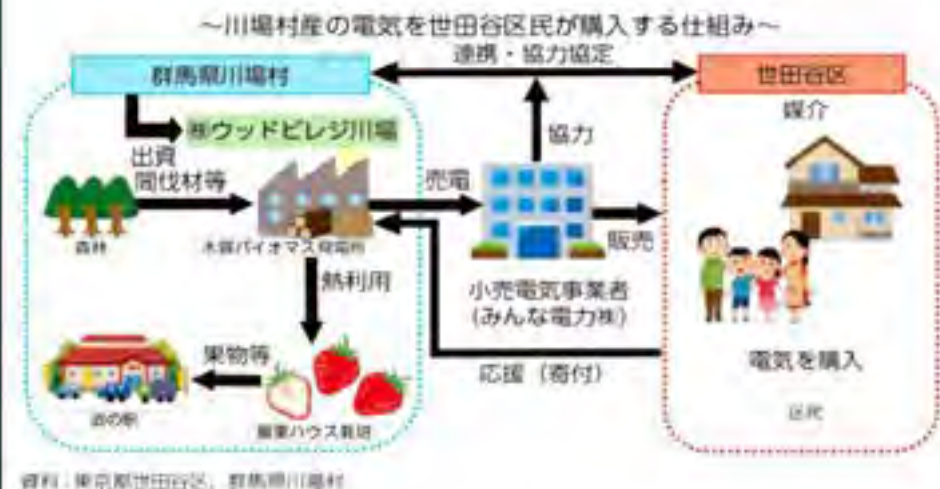
設置状況



注：再エネポテンシャルは全ての制約条件が解決された時の値。
資料：環境省「平成30年版環境白書」より横浜市作成

世田谷区×群馬県川場村

- 双方は縁組協定を結び古くから交流。**2016年に発電事業に関する連携・協力協定を締結。川場村の木質バイオマス発電の電力を世田谷区民が購入。**
- 農林水産品や生態系サービス、人材や資金などを補い合いながら、地域を活性化。



結びに代えて

☆あらゆる部局の施策・事務事業のなかに気候変動対策を内部化／統合していくことが重要！！

☆ひとつの基礎自治体で出来ることにはおのずと限界があることから、広域的な連携、とりわけ都市部と非都市部の自治体間連携の推進が必要！！

 **ご清聴ありがとうございました** 